
離島対策に学ぶ地域再生への歴史的視座

— 種子島・答志島・八丈島の3島比較アプローチ —

産業・地域システム研究会(2)



名古屋学院大学総合研究所

University Research Institute
Nagoya Gakuin University
Nagoya, Aichi, Japan

離島対策に学ぶ 地域再生への歴史的視座

—種子島・答志島・八丈島の3島比較
アプローチ—

産業・地域システム研究会 (2)

はしがき

1 列島日本の課題と「離島」への視座

日本は、ユーラシアの東端に位置し、欧米などから「極東の国」とも呼ばれてきた。6852の島が列をなし、日本海を囲むようにプレートの境界域に沿って、弓状に伸びる弧状列島でもある。

国土交通省は、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島を「本州」、これら5島を除く6847島を「離島」としている。その大半は無人島であり、有人島は本州の5島を含め423島(6.2%)にすぎない。

今や本州においても、「増田レポート」(増田寛也編[2014]『地方消滅』中公新書)を機に「地方消滅」といったショッキングな言葉が飛び交うご時世である。東京一極集中に加えて少子・高齢化が進むなか、まちやむらの空洞化問題が顕在化しつつある。日本の地方自治体の多くが、「自治体消滅」のシナリオをも意識せざるをえなくなっているのである。

2 離島の現地調査と3島比較アプローチ

2013年度に発足した産業・地域システム研究会は、「離島」に注目する。離島は、日本の縮図であり、日本の未来を映し出す鏡、とみるからである。

2014年度報告書は、種子島、答志島、八丈島に焦点をあて、現地調査をふまえた3島比較の視点から、上記の課題に切り込む。

3島の現地調査は、答志島(鳥羽市)には2014年1月4~7日に4名(児島、佐々木、榎澤、十名)、2月15~16日に1名(榎澤)が、種子島には2015年1月4~7日に3名(児島、佐々木、榎澤)が、八丈島には2010年から10回近くにわたり1名(榎澤)が、行ったものである。

3 本報告書の構成とポイント

それに基づく本報告書は、3本の論文から構成される。

「**過疎—無人島化**」から考える法・政策上の争点—八丈小島全島民引揚げ事例を参考にして」(榎澤幸広)

「**海の覇者・九鬼嘉隆とブルーツーリズム—志摩・鳥羽地域を照らす歴史的遺産への視座**」(十名直喜)

「**観光を活かした種子島の産業・地域づくり—TPP・農業・高齢化問題への処方箋**」(佐々木健吾)

各論文の趣旨とポイントについて、紹介しておきたい。

榎澤論文(「**過疎—無人島化**」から考える法・政策上の争点)は、数年間にわたる八丈島の現地調査をベースにまとめた渾身の力作である。種子島と答志島の現地調査から学んだ知見をも織り込み、3島比較の視点から、八丈小島の無人島化に至る経緯とその要因に光をあてる。政策面では、出張所の廃止と1島1区制への選挙区「改定」がとどめを刺したこと、主体面では、島民の島への思いと活動にはそれを跳ね返すだけの力がなかったことを浮かび上がらせる。

「文化果つる、離島の離島」ではあるが、全島民引揚げを余儀なくさせる社会的・政策的力学が働いたことを解明したものとして注目される。

十名論文(「**海の覇者・九鬼嘉隆とブルーツーリズム**」)は、答志島に息づく豊かな暮らし文化とそこに眠る九鬼嘉隆の首塚・胴塚に感銘を受け、1代にして「戦国最強の水軍大将」となった九鬼嘉隆とそれを育んだ志摩・鳥羽地域に光をあてたものである。それを歴史的・文化的な資産として、歴史ロマンあふれるブルーツーリズム視点から捉え直し、志摩・鳥羽の地域づくりに活かそうという政策提言を行っている。

瀬戸内海の覇者、村上水軍との比較視点からの九鬼水軍へのアプローチは、瀬戸内海と伊勢湾およびその周辺、いわば日本を代表する2大地域における離島視点をふまえた比較研究に道を開くものといえよう。

佐々木論文（「観光を活かした種子島の産業・地域づくり」）は、種子島の風土と産業構造に目を向け、グローバルな視点から今後のあり方を分析したものである。種子島の産業構造の特徴と課題を、独自の視点から浮かび上がらせる。産業別総生産の構成（第1次産業1割、2次産業1割、3次産業8割）と産業別従事者の構成（第1次産業29%、2次産業12%、3次産業59%）の比較を通して、1次産業従事者の総体的な多さに着目し、TPPによる農業への打撃がこの島でも避け難いことに警鐘を鳴らす。

その影響を和らげ、少子高齢化にどう対応するか。本論文は、種子島の豊かな自然と風土を活かした持続可能な観光業の展開による産業構造転換を提言しており、注目される。

以上にみる3論文は、それぞれ独自の視点から個性的に分析したものである。それをどう編集するか、一見至難に思われた。しかし、共同調査のなかで育まれた思いと共有体験を通して生まれた産物である。きっと、つながる鉱脈はあるはずである。

そうした思いを懐きつつじっくり見つめ直すと、期せずして、3論文が相互に共鳴し合い、3島比較のダイナミズムが引き出されている構図が、浮かび上がってきたのである。

本報告書には、離島へのアプローチが汲み出す貴重な示唆、地域再生への多様な視座が込められている。

2015年11月25日
十名 直喜

目 次

はしがき.....	2
-----------	---

「過疎－無人島化」から考える法・政策上の争点 －八丈小島全島民引揚げ事例を参考にして－

(榎澤 幸広)

1 はじめに.....	5
2 無人島化とは.....	6
3 八丈小島が無人島化に至る経緯.....	8
4 なぜこのような無人島化が生じたのかー『学校日誌 宇津木小中学校』から.....	11
5 八丈町議会で議論された八丈小島の事例.....	14
6 出張所廃止の件.....	16
7 当該地域出身議員の存在.....	20
8 おわりに.....	28

海の覇者・九鬼嘉隆とブルーツーリズム －志摩・鳥羽地域を照らす歴史的遺産への視座－

(十名 直喜)

1 はじめに.....	31
2 九鬼嘉隆による志摩の統一と水軍.....	32
3 九鬼水軍の編成と活躍.....	34
4 九鬼家にみる嘉隆後の変遷と近代.....	37
5 おわりに－地域を磨くブルーツーリズムへの歴史的視座.....	38

観光を活かした種子島の産業・地域づくり －TPP・農業・高齢化問題への処方箋－

(佐々木 健吾)

1 はじめに.....	40
2 種子島の概況 人口および産業.....	40
3 種子島の第一次産業.....	40
4 種子島の農業と TPP（環太平洋パートナーシップ協定）.....	41
5 農業から観光へ.....	42
6 観光情報雑誌での種子島観光スポットのインパクト.....	42
7 種子島の観光スポット.....	43
8 小括.....	43
図表資料.....	44

編集後記.....	51
-----------	----

「過疎－無人島化」から考える法・政策上の争点

―八丈小島全島民引揚げ事例を参考にして―

榎澤 幸広

1 はじめに

国土交通省が国勢調査を基に『2050 年人口増減予測』を行っている¹。それを見てみると、日本のほとんどの地域で人口が半分以上に減少し、2 割超は無人化してしまうとのことである。増加するのは首都圏の一部の地域（東京以外に、神奈川や千葉の都市部）と名古屋圏位で、全体の 1.9% である。近畿圏も減少とのことであるし、更に細かく見ていくと、政令指定都市の人口が約 20% 減少、1～5 万人の都市の人口が約 40% 減少だそうだ。

言うまでもなく、この未来予測はこの日本において将来、“過疎化地域”や“無人化地域”が増えることを示している。この点、政府側や自治体側が何もせずにきたわけではない。例えば、離島振興法、山村振興法、半島振興法、へき地教育振興法、過疎地域自立促進特別措置法などの法律が古くから作られているし、近年だと、都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）（2012 年 12 月 4 日施行）にも規定された「コンパクトシティ」の考え方に基づいた都市計画が行われ始めている。コンパクトシティとは、郊外に広がった施設や住宅を中心部に集約し、自治体に効率の良いまちづくりを推進させる政策のことをいう。

今回、私は本稿でこれらの法律や政策の良し悪しを論ずるわけではない。ただ、未来予測も重要であるが、過去に生じた“過疎化地域”や“無人化地域”を一つ一つ丹念に調査分析することによって、今後の様々な問題に対応するための処方箋を作成することも必要不可欠ではないかと考えている。この点、離島は現在日本各地で生じているこれらの問題を先駆けてきた部分がある。今回は、その中から 1969 年の八丈小島全島民引揚げの事例を取り上げたいと思う。

八丈小島は東京都伊豆諸島の島の一つで八丈島の属島として位置づけられている（東京から南方に約 287 km、八丈島から西に約 7.5 km）。歴史は古く少なくとも室町あたりからは定住者があり、多い時は 600 人も住んでいたそうである。為朝神社を始め文化的遺産の宝庫である²、地方自治法下において戦後唯一の事例である村民総会が行われた宇津木村が存在した場所でもある³。

本稿は、この事例に関して主に二つの点を検討したいと考える。まず初めに、なぜこのような無人島化が生ずることになってしまったのか、その理由や経緯を行政や学校の資料などを基に整理する⁴。

次に、八丈小島引揚げ時期だけを分析するのではなく、もう少し広いスパンで、戦後の八丈小島の歴史（特に、

¹ 例えば、国土交通省国土政策局の『新たな「国土のグランドデザイン」骨子参考資料（平成 26 年 3 月 28 日）』<<http://www.mlit.go.jp/common/001033672.pdf>>

² 海洋信仰研究会のメンバーが進めている八丈小島遺跡調査を取り上げた南海タイムス 1991 年の記事『まるで神様のアパートー小島に祭祀遺跡群』の中で、「……自然露出した石の祠（ほこら）が並んでいる。「それはまるで神様のアパートのようだ」と調査員はいう……」という記載があり、歴史学や遺跡学などの研究対象として八丈小島の重要性が示されている。

³ 地方自治法が 1947 年に施行されてから、八丈小島には宇津木村と鳥打村の二つの自治体が存在したが、宇津木村が議会制を廃止し、地方自治法 94 条に基づき、村民参加型の村民総会に移行したのは 1951 年から合併に至る 1955 年 3 月までの話である。榎澤幸広「地方自治法下の村民総会の具体的運営と問題点―八丈小島・宇津木村の事例から―」名古屋学院大学論集社会科学篇 47 巻 3 号（2011）、93 - 118 頁。

⁴ この点、長嶋俊介は、「硫黄島島の地政学と無人島化研究の意義―避難・移住・移民顛末と移住後生活誌の総括―」島嶼研究 10 号（2010）の中で、無人島調査の利点・意義を示している。その一つとして、「島嶼経営が何故「破綻」したのかの追求も大切である」とした上で、「……島嶼経営負担の重さ（遠隔・上陸施設・港湾航路事情）は社会環境的支援（社会・島嶼事情）の裏表でもある。公的支援・関与の実体を[現場学的に検証]する上でこの上ない場所でもある」と意義を述べているし、更に、今後住む場合何に耐えなければならないかという未来志向的な提示もしている（30 頁）。

1954年の合併以後)を分析することによって、法・政策等の問題点がなかったか考察することにある。八丈小島の二つの自治体は元々人口も少なく予算も少なかったが、昭和の大合併のあおりをうけて、1954年10月1日に鳥打村が八丈島の三根村、檜立村、中之郷村、末吉村と合併し八丈村となり、1955年4月1日には宇津木村と八丈村、そして八丈島の大賀郷村が合併して八丈町になり現在に至っている⁵。

この点、平成の大合併時も同様の論点があったが、大規模市町村と小規模市町村が合併した場合、庁舎の位置も含め実態として大規模市町村側の意見の方が反映されやすいし、最悪の場合には小規模市町村が継子扱いされる傾向にあると思われる。しかし、この国の最高法規である憲法に示される14条の規定(法の下での平等規定)はいかなる離島(あるいは、離島内の自治体)であっても、本土・離島間の関係、離島間の関係、主島・属島間の関係、そして離島内外の市町村間において差別を受けることなく法制定や政策策定がなされることを意図しているはずである。そうであるならば、この憲法14条の要請に従って、この合併時期の法(地方自治関連の法)、その法の下に対応する人々が八丈小島のような小離島に対しどのような視点を持ち行動していたのか、検討する必要があると考える。

以下、この二点に絞って考察していくことにしよう⁶。

2 無人島化とは

八丈小島無人島化の詳細に触れる前に、そもそも「無人島」とは何か考える必要があろう。

国土交通省の資料(2012年4月1日現在)によれば、日本は6852の島嶼で構成され、本州、北海道、四国、九州、沖縄本島を除く6847の離島の内、6429が無人島であるとのことである(418が有人島)⁷。

それでは、「有人島」と「無人島」の違いは何であろうか。日本離島センター「知る—基本情報—」によると、「基本的には、5年ごとに実施される国勢調査において人口がカウントされた島、または市町村住民基本台帳に

⁵ 南博・吉岡慎一は「離島市町村の「平成の大合併」を巡る動向分析」島嶼研究10号(2010)の中で、平成の大合併において合併した全域離島市町村がどのようなタイプの合併を行ったか6つのパターン(①1島1市町村型、②島内部分合併型、③複数離島合併型、④属島化型、⑤一部属島化型、⑥複数離島部分合併型)に類型化している(16頁)。このような分析手法は「昭和の大合併」時にもあてはめることが可能であると思われる。本稿でメインに扱う八丈小島の事例(八丈島を主島、八丈小島を二次離島と仮にした場合)をこのパターンにあてはめさせてもらうならば、最初の合併が②の型(市町村によって構成されていた一つ離島において、その一部の市町村同士のみが合併した場合)、続く合併が①の型(複数の市町村によって構成されていた一つ離島が当該離島のみで一つの市町村となった場合で、二次離島を有する場合もここに含む)ということになるだろう。後述する鳥羽市の離島四島の事例は④の型(島内に一以上の市町村がある離島が本土の市町村と合併し、属島化する場合)ということになるだろう。

⁶ 離島を考える上で最も重要な「離島振興法」については別稿に委ねたい。但し、2013年4月に施行された改正離島振興法の基本理念の中に、無人島化の増加や急激な過疎化を防止し、離島における定住促進を図ることが示されているという点は重要である。この点について解説を加える文献として、市原正幸「無人島化阻止へ、人口減少に配慮—指定基準50年ぶり見直し」地方行政10393号(2013)、14-15頁。

⁷ 国土審議会第8回離島振興対策分科会「資料2：離島の現状について」<
<http://www.mlit.go.jp/common/000228919.pdf>>

島の数え方は、関係する最大縮尺海図と陸図(縮尺1/2.5万)で数え、島の定義は「①周囲が0.1km以上のもの。②何らかの形で本土とつながっている島について、それが橋、防波堤のような細い構造物でつながっている場合は島として扱い、それより幅が広くつながっていて本土と一体化しているようなものは除外、③埋立地は除外」に基づいている。この定義は、日本海洋データセンター(海上保安庁水路部)「海の相談室」トピックス」JODCニュース34号(1987)、11頁が元になってその後海上保安庁で活用されているようである。但し、海洋法に関する国際連合条約121条1項では、「島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、満潮時においても水面上にあるもの」とされているし、「この数字自体、あくまで上記暫定基準にもとづいてカウントされた数であり、周囲0.1km以上などの基準=島の定義ではないことに留意してほしい。」という日本離島センターの指摘もふまえておく必要がある。日本離島センター「知る—基本情報—」<

<http://www.nijinet.or.jp/info/faq/tabid/65/Default.aspx>>

人口登録がなされている島を「有人島」、そのいずれにも該当しない島を「無人島」として把握することとなる」としている⁸。

ならば、かつては先の「有人島」に位置づけられた島嶼がある時を境に「無人島」として把握された例はどれくらいあるのだろうか。正確な数はわからないが、例えば、浅原昭生の検証によれば、戦前戦後を含めると、大正期ごろから 2001 年までに 79 が無人島化しているし、10 が離島内で廃村という形を迎えているという⁹。その内、戦後の無人島化は 58 のようであるが、その理由は種々あると考えられる。

例えば、今年 1 月に調査に訪問した種子島西之表市に属する島、馬毛島もこれに該当する¹⁰。この島は種子島西之表港の西約 9.3 kmにある面積 8.20 km²・標高 71mの低平な島であり、トビウオ加工などの季節定住者は過去にいたが、実質的には長い間無人島であったようである。戦後、食糧増産のため緊急開拓によって、1951 年から 1955 年にかけて 100 戸が移住し、サツマイモや陸稲栽培や養豚を営むことになり、一番多い時で 1959 年に 528 人となり集落を形成するようになった。その間に、小中学校分校開校、定期船就航、製糖工場誘致などなされているが、農外収入を出稼ぎに求める農家の増加により農地の荒廃・原野化、そもそも農業に不適合な地質であったこと、マゲジカや害虫による被害、度重なる干ばつや風害で過疎化が進行した。1973 年、馬毛島開発株式会社が島の開拓を企図し買収を開始した頃、人口は 190 人 58 世帯であり、1980 年 4 月 21 日に無人島となっている。

上記のような馬毛島の例も含め、無人島化していくパターンに一定の法則性はあるのだろうか。この点、加藤賢三は、無人島化していく第一の理由を港と岸壁がないこととした上で、三通りのパターンが存在するとしている。第一が「いつまでもその島に棲んでいたい、島を離れたくないと国の政策をうらみながら連れ去られるケース（例：臥蛇島¹¹）」、第二が「島ごと企業に買われるケース（例：馬毛島）」、第三が「島民が、その生活の不便さと医療問題で、やや自主的に島を離れるケース（例：八丈小島）」である¹²。

この書では本稿で扱う八丈小島や先に紹介した馬毛島も例として取り上げられているが、この点、「無人島化」の概念をより精緻化した須山聡の検討がある。この分析手法は重要であるため、彼の論稿を参考にして以下整理していくことにしよう¹³。

須山は、「無人島」（居住者がいない島）と「無人化島」（かつて人間が居住していながら、現在は定住者がいなくなってしまった島）の概念を区別した上で、大矢内生気（本木修次『無人島が呼んでいる』（ハート出版・1999）所収の解説部分、）が指摘した 1955 年以降に無人化した島の無人化要因を分析する¹⁴。須山が整理した大矢内の指摘とは、①人口 100 人以上の比較的大規模な島の場合、1）噴火などの天変地異、2）移民・出稼ぎの輩出、3）石炭などの地下資源の枯渇または不採算、4）石油備蓄基地など巨大プロジェクトの用地確保、5）集落再編事業などの行政による働きかけが要因としてあげられ、②小規模の島では、1）用水不足、2）港湾の不備、

⁸ 日本離島センター「知る－基本情報－」では、本文引用部分の前段落で以下のように注意を示している。「島の数の把握と同様、有人島と無人島の区分についてもまた困難がともなう。付近の有人島や本土側から出耕作が営まれている島、漁期のみ定住がみられる島、国家公務員のみが交替で駐在する島など、半定住のようなケースが存在するためだ。」

⁹ 「無人島化した離島一覧」（HEYANEKOのHP）〈<http://www.din.or.jp/~heyaneko/0mujintou.html>〉
現在はよりその状況が進行していると推測されるが、より詳細な調査が必要となるため、今後の検討課題とした。

¹⁰ この部分は、日本離島センター編『SHIMADAS』（日本離島センター・2004）の「馬毛島」（1049 頁）と馬毛島環境問題対策編集委員会編『馬毛島、宝の島－豊かな自然、歴史と乱開発－』（南方新社・2010）の長野広美「馬毛島の開発の歴史と自然を守る運動」内の年表（85-91 頁）を大部分参考になっている。

¹¹ 挙家全島民離島の最大原因である港湾事情の現地確認を行っている文献として、長嶋俊介「臥蛇島生活痕跡調査」南太平洋海域研究調査報告 51 号（2011）、87-93 頁。この文献では、1970 年代の均衡ある国土形成政策（効率主義国策）に翻弄された臥蛇島に対して、似た条件であるが無人島化していない伊豆諸島の御蔵島や青ヶ島と比較して、「現地を踏まえて、あと 10 年臥蛇島で生活（者が一人でもいて）が続いていたら、港湾条件の改善があったらと思うて仕方がない」という記述があり、重要な指摘と考えられる（93 頁）。

¹² 加藤賢三『無人島「人間」幻視行』（サンケイ出版・1981）、19 頁。

¹³ 須山聡「戦後日本における無人化島の発生－過疎化言説に対する批判的言説」駒澤地理 51 号（2015）、15－34 頁。また、移住開拓島の無人島化を分析する文献として、野地恒有「移住開拓島の無人島化－移住開拓島の民俗学ノート（三）」日本文化論叢 21 号（2013）、53-63 頁。

¹⁴ 須山聡「戦後日本における無人化島の発生－過疎化言説に対する批判的言説」、19 頁。

3) 船荷役作業の困難化を要因とするというものである。そして、須山はこの考察の結果、これらの要因の中には過疎化と関係ない要素が入り込んでおり、無人島の発生＝過疎の帰結とはいえないという疑念を提起している。

更に、その疑念の結果、無人化島の発生要因として、過疎化以外に 5 分類できるとしている¹⁵。すなわち、①戦後入植によって開拓された島、②企業や個人が所有する島、③灯台や土地管理のための居住があった島、④いわゆる困窮島（生活に困窮した住民を一時的に避難させ生活を再建させる島）、⑤極小規模離島（本土や主島に近接し人口規模もあまりにも少ないため、生活基盤を本土や主島に依存する島）であり、様々な無人化島からこれらを取り除くことによって、過疎化の果てに無人化した島を絞り込むことができるとする。そして、このような手続によって絞られた無人化島こそが、「一時期までは地域社会を形成し、本土や他島とは別の自立的な生活を島の土地や海を基盤として営んでいながら、過疎化や高齢化によって人口規模が縮小し、共同体を維持することができず、最終的に居住を放棄した島」（「過疎－無人化島」（人口消滅島））として位置づけることができるとしている¹⁶。

更に、須山は、この「過疎－無人化島」の例を三つ取り上げ、無人化にいたるプロセスを検討し共通要素を抽出している。この三つの事例の一つに、本稿で扱う八丈小島も取り上げられている¹⁷。

八丈小島の場合、全員離島の希望が島の住民からなされ、行政がそれを支援した。また、島全体では最後の離島時で 91 人の人口があり、人口が極端に減少してから離島を決断したのではないことがわかる。二つの集落にはそれぞれ小中学校があり、電力供給もなされていた。八丈小島には生活基盤が決定的に欠如し、基本的な生活が維持できなかったのではない。地域社会に、まだ住民の意思をまとめるだけの余力がある段階での集団離島であった。

上記の文章は、須山が『八丈町勢要覧 2013』を主に参考にした上で、簡潔かつ明確に、八丈小島の無人化の経緯や要素を分析したものである。

以上の須山の整理分析を念頭に置きながら、ここ 5、6 年程、八丈町役場や八丈島歴史民俗資料館、東京都公文書館や国立公文書館などで入手した資料を元に、以下、八丈小島の無人化の要因をより詳細に整理分析してみたいと考える。

3 八丈小島が無人化に至る経緯

まずは、八丈小島が無人化に至るきっかけになった住民らによる請願文を見てみたいと思う。

小島地区住民の移住促進、助成に関する請願

趣旨

小島地区住民の文化的生活の確保、子弟の教育向上をはかるため、全住民の移住をするため応分の助成をお願いいたします。

理由

小島地区は、ご承知のとおり、八丈本島の属島で未だ、電気、水道医療の施設もなく、文化果つる、離島の離島として住民の生活程度は低く、高度の経済成長に伴い、生活水準は年々向上の一途をたどっている現在、その格差は益々開いて皆様方の想像以上の苦しい生活を営んでいるのが実情であります。

更に最近若い人が島をはなれるのが多く、人口は、減少しその構成も老令化して近い将来老人ばかりの島となり本島との連絡にも事欠く事態となることは明らかであります。

以上のような観点に立つて私達住民の将来に於ける生活を考え、全住民が生活環境が整った地域に移住し子供の教育は勿論私達の生活向上をはかりたいと存じております。

¹⁵ 須山聡「戦後日本における無人化島の発生－過疎化言説に対する批判的言説」、20 頁。

¹⁶ 須山聡「戦後日本における無人化島の発生－過疎化言説に対する批判的言説」、20 頁。

¹⁷ 須山聡「戦後日本における無人化島の発生－過疎化言説に対する批判的言説」、25 頁。

移住するといたしましても、ご承知のような土地であり貯もない状態でございますので、町財政も多端の折恐縮とは存じますがこのことも考慮に入れていただき移住の対策を早急にお進め下さいますようお願い申し上げます。

この請願文は、1966（昭和 41）年 3 月 18 日付のものであり、八丈小島島民から八丈町議会議長宛に提出されたものである。小島から移住したい理由を整理するならば、①電気水道医療などのインフラ整備がなされていないこと、②経済格差が顕著なこと、③若者の島離れが深刻で年々人口が減少していること、④③の点と関係して住民の高齢化と四点に絞ることができる¹⁸。

それではまずこの請願文が提出された前後の状況から 1969 年 6 月に最後の一人が小島を引き揚げるまでの経緯を概略的に提示したいと思う。まず 1966 年の流れを見てみよう（年表 1）。

年表 1・1966 年前半の動向

1966 年 3 月 18 日	小島地区住民が「移住促進、助成に関する請願書」を八丈町議会に提出
5 月 28 日	請願書を受理、総務財務委員会に付託
6 月 22 日	町議会にて、総務財務委員会の結果報告を受け八丈小島住民の移住に関する請願を採択

先の請願文を受けた後、町議会の議員らが小島へ出張し請願書の内容調査を行っている（6 月 20 日）。また、八丈町が実態調査の決定や活動を行うのが 7 月以降である¹⁹。

しかし、ここで今後より詳細な検討をしなければならないポイントをあげておきたい。一般的には、先の請願文提出がきっかけで話がスタートしたといわれるが、東京都公文書館所蔵の『小島関係原綴 地方課』によれば、以下のような記述がある。①「41.1.24 八丈小島住民の移住について（中間報告）」と②「41.4.13 長崎県における離島分島からの住民移住について」である。

①の中間報告は、1966（昭和 41）年 1 月 24 日の東京都の都内通信として、総務局行政部地方課が起案し報告している。中間報告の概要は、1）移住所要経費総額が約 1.7 億円、2）国・都・町の実質的負担額、3）都の立場は移住促進か当分見送りのどちらか、4）（伊豆諸島中の小島と類似条件の）利島・御蔵島・青ヶ島から一斉移住が行われた場合、八丈小島の場合の約 10 倍の経費が必要、5）所用経費等の正確性を期するため更なる調査検討が必要、というものである。

同綴の中に所収されている 1966 年 6 月 26 日付毎日新聞記事では、「昨年夏ごろから宇津木地区の人たちを中心に島を捨てる話が持ち上がっていたようだ。都でも地方課長を派遣するなどして小島の意向を確かめてきたが、離島の決意は固く……」という記載がある。更に、翌日の毎日新聞では、一昨年春、鳥打地区 13 世帯に「島に住みたいかどうか」のアンケートをとったところ、全員が一日も早く島から出たいとしており、1966 年 3 月、西脇前都庁地方課長が来訪した際、鳥打地区全員が島から出たいと頼み込むという記述もある²⁰。

中間報告やこれらの記事内容を整理する限り、請願文提出の 1966 年 3 月 18 日を引揚検討の起点として捉えるのではなく、1964（昭和 39）～1965（昭和 40）年頃（あるいはそれ以前）を出発点として今後より詳細に検討する必要があるかもしれない。

更に、八丈小島両地区の請願を受けた後、長崎県北松浦郡小値賀町野崎島舟森部落の例（（三つの集落の内の一つ舟森部落の住民たちが 1966 年 4 月までに全世帯集団移住したケース））を比較検討したと思われるのが、1966

¹⁸ 澤田裕之「東京都八丈小島における経済活動と集落」立正大学文学部論叢 69 号（1981）は、高度経済成長期以前の一般農村の人口流出パターンとは異なる形態、すなわち、「減少は人口のみでなく、世帯数そのものにも及んでいた点」が八丈小島には見られると分析している（4 頁）。これは、①義務教育終了者の島外就職→②若年層の流出→③挙家離島へと進むパターンだという。

¹⁹ 東京都八丈町『昭和 41 年 小島地区実態調査』（1966）では、小島への都や町の支出、住民実態、居住についての調査など、八丈町による小島調査の内容が示されている。

²⁰ 鳥打地区の成人を対象に、1967 年 1～3 月、「離村に関する意見や懸念」などの住民対象意識調査を行った成果をまとめた貴重な論文として、松平信久「全村離島とその住民意識—経済成長期初期における一島嶼の事例から—」立教大学教育学科研究年報 58 号（2014）、159-177 頁。

年 4 月 13 日に総務局行政部地方課が起案（4 月 25 日決裁）した②の都内通信である²¹。ここでは、移住の概要（小値賀町の予算規模・人口、舟森部落住民数の推移、移住後の住宅、支度金、買収土地の利用計画、県の助成措置、移住者の分島での所得、移住推進上の主な障害）が示されている。これは、長崎県地方課職員が都庁に出張来庁した際、都側が長崎県における離島分島からの移住対策について質問したことがきっかけで、3 月 29 日に都に送付された資料に基づき検討されたようである。この点については、今後、小値賀町を現地調査することも必要であり、もしかすると更に八丈小島引揚関連の資料が見つかるかもしれない。

話は年表に戻って、請願採択以後、町、都と住民側で何度も話し合いが行われているが、この点についての詳細は省く。続いて 1967 年 9 月以降の簡単な流れを示したい（年表 2）²²。

年表 2・1967 年 9 月以降の動向

1967 年 9 月 9 日	八丈町が東京都に対し「八丈小島住民の全員離島の実施に伴う八丈町に対する援助」の陳情
11 月 9 日	都首脳会議で援助の基本方針決定
12 月 17 日	美濃部都知事来島し、住民と対話集会
1968 年 3 月	都の 1968（昭和 43）年度当初予算で援助内容決定
1969 年 1 月 14 日	離島開始（引揚第一陣）
1 月 17 日	八丈町臨時議会で予算及び八丈小島離島者援護資金貸付条例成立。小島小、中学校廃校のための設置条例改正条例（3 月 31 日付廃校）成立
2 月 7 日	都の最終決定事項「八丈小島住民の全員離島について」実施要綱等が確定し提示
3 月	小島の両小中学校廃校（15 日、宇津木小中（教員 9 人、小学生 1 人、中学生 3 人（内卒業生 1 人））と鳥打小中（教員 8 人、小学生 7 人（内卒業生 2 人）、中学生 7 人）両校最後の卒業式） ²³
5 月 18 日	小島関係通信廃止（1956（昭和 31）年 1 月 鳥打回線開通・1960（昭和 35）年 9 月 宇津木回線開通（農村公衆電話））

²¹ 因みに、八丈町所蔵の『42～48 小島引揚関係書類綴 八丈町総務課』には、「十島村昭和 44 年度村勢要覧」が入っているが、比較検討したと思われる資料がこれ以外残っていない。鹿児島県十島村内にある臥蛇島は 1970（昭和 45）年に無人島化している。こちらの無人島化が生じるのは、八丈小島の事例の翌年であるが、臥蛇島島民移住問題は戦後から問題となっていたため、都や町はその点も比較検討していたかもしれない。臥蛇島無人島化へ至る経緯について詳細に論じる文献として、皆村武一『村落共同体崩壊の構造 トカラの島じまと臥蛇島無人島への歴史』（南方新社・2006）。

²² この間、八丈町が小島引揚対策を行うために「小島引揚対策要綱」を作成し、これに従ってそれ以降行動している（東京都八丈島八丈町『小島引揚問題 その経過及び方針（昭和 42 年 6 月）』（1967））。この要綱の目的は「小島住民の社会的、文化的及び経済的生活の安定を図り福祉の向上に努めるため、小島地域社会に於るこれらの基盤整備は困難であるところから小島住民が全戸移住を希望しているので、その要望に添うため八丈町に於てはこの要綱に定めるところによつて住民の引揚を実施するものとする」とある。具体的な内容は、「第 2 小島所在不動産の処理」、「第 3 引揚後の土地利用計画」、「第 4 引揚移住に必要な計画措置」、「第 5 移転に伴う財政及び資金計画」、「第 6 個人別移転計画」と項目分けされている。この中の「第 4 引揚移住に必要な計画措置」では、更に「八丈本島への移住計画」（住宅対策や職業の斡旋と経営資金の貸付）、「八丈島以外への移住計画」、「その他の事項」と分類され、「第 5 移転に伴う財政及び資金計画」では町の負担や国・都の財政的援助に関して示されているが、「町が直接負担するもの」と「直接投資又は資金のあっせんをするもの」との項目に分類されている。

²³ 卒業式の様子は、ふるさと塾に保管されていた『昭和 44 年度起 八丈小島引き揚げ記録』に詳細が記されている。

また、八丈小島はへき地教育振興法により指定される条件が最も厳しい 5 級の学校であったが、他地域のへき地校に比べ、生徒数に対する教員数で恵まれていたという（鳥打校小中学生 25 名程度・教職員 7、8 名。宇津木の学生 10 数名・教職員 6 名程度）。松平信久「全村離島とその住民意識—経済成長期初期における一島嶼の事例から—」、162 頁。但し、同頁に、「手厚い人事配置であったが、人件費を含む教育予算の負担が全員離島を促す行政側からの大きな要因となっていたことは十分に推測できる」という記述がある。

1967 年以降の流れは年表 2 を見てもらえばわかるので説明は不要と思われるが²⁶、引揚げまでのこの間において、都と住民側との間で何度も話し合いが設けられ争点となった部分についてはふれておきたい。争点となったのは主に、①土地の値段、②生活つなぎ資金、③移転補償の三項目である。

例えば、1968 年 6 月 13 日に行われた「小島引揚協議会」では、住民側とすれば、「職業の問題²⁷や生活様式が一変すること」から相応の額を求めたのに対し、都側は「予算の枠は決まっているので、その範囲内で考慮して欲しい、住民の要望は都に持ち帰り検討する」とのすれ違いが生じている²⁸。その後も何度か平行線を辿るが、1968 年 10 月 16 日の会合で、住民側が移転条件をのむことになり、全員離島という形になっている²⁹。この移転条件とは、まず都側が①所有地（全面積 144 万㎡）を現住民は 93 円、不在地主は 60 円で買い上げ、②土地がない人達でも価格が 50 万円に満たない場合、生活保護基準額や被服費家具什器費など支給 50 万円が欠けないようにすること、③一人 10 万円の生活資金と一世帯 50 万円の生業資金を融資、④美濃部知事から一人 5 千円、一戸 3 万円の見舞金を支給、という形になっている。また、町側は、①引越の海上輸送費は全額負担、②都の生業、生活資金の利息の 3 分の 2 を町が肩代わり、③町営住宅への優先入居、④連絡船は協議の上無償で払下げという 4 点である。

4 なぜこのような無人島化が生じたのかー『学校日誌 宇津木小中学校』から

以上、八丈小島引揚に至る概略史を見てきたがここでは、島民たちの当時の生の声を整理することによって、請願文に込められた意図をより正確に把握していきたいと考える。そこで、八丈島歴史民俗資料館所蔵の『学校日誌 宇津木小中学校』（1956（昭和 31）年度～1968（昭和 43）年度）を見ていくことによって、当時の状況を整理したいと考える³⁰。

『学校日誌』に書いてある内容の基本事項は、恐らくどこの学校でも行われているであろう勉強の様子、ラジ

²⁴ 広報はちじょう 207 号内の「支庁の窓 NO.12 八丈小島について」では、無人島になった八丈小島のその後について記されている。項目は、「小島は宿泊禁止」、「小島の山羊の扱い」、「小島の有効利用」。

²⁵ その後直近では、四か月ぶりの鳥打小学校でのキャンプ（1969 年 8 月）や引揚者特別交付金請求締切（1970 年 5 月 31 日）などがあった。

また、八丈町立鳥打小中学校編『八丈小島最終号』（1969）はこの引揚について子どもたちの率直な思いがいっくつもの作文という形で描かれている。引っ越すことや生まれ故郷がなくなることが厭だという作文、引っ越しを楽しみにする反面、新しい場所への不安を示す作文。そして引っ越すと、お店があるし、学校にはいっぱい子どもたちがいるからいいけど、友達になってくれるか心配する作文など。

²⁶ 南海タイムス 1968 年 1 月 1 日 1382 号では以下のような記事がある。

「……昭和四十三年、それは八丈島にとってまさに世紀の年なのだ。

有史以来連綿と続いて来た小島の歴史に、全島民離島という決定的終止符が打たれようとしている。しかも、日本のすべての離島が背負っている宿命が解決されるか否かの試金石としてである。

政治の貧困か時代の趨勢か、敗退か轉進かなどと言っていられる時ではなく、全国離島の示標となるべき金字塔が、金色さん然と大平山上に輝くような解決を迫られているのである。……」

²⁷ この点、合意後の話であるが、八丈町と八丈支庁は引揚者に職場の斡旋を行うことになり、八丈本島内の職場求人希望する場合、町役場総務課か八丈支庁総務課「小島引揚担当係」への連絡を望んでいるとの記載がある。南海タイムス 1968 年 11 月 24 日 1427 号。

²⁸ 南海タイムス 1968 年 6 月 16 日 1405 号。その後の会合でも、お互いの部分修正はなされたがまだ平行線を辿っている。南海タイムス 1968 年 8 月 11 日 1413 号。ただ、同号では、記事の最後に「八月中旬以降に再度会合を持つことを約し、結論の出ないまま閉会したが、両者の意見交換の中には、早期妥結の空気が満ちて、引揚げ促進は一步も二歩も前進したと見受けられた」という記載がある。

²⁹ 南海タイムス 1968 年 10 月 20 日 1422 号。

³⁰ 鳥打の学校日誌は確認した限りではあまり所蔵されていなかったこと（昭和 43 年度と 30 年代後半の計三巻が所蔵）、所蔵されているものの内容も宇津木に比べ簡潔に示されていたことから、話は宇津木が中心となる。

オ体操、バドミントン、ピンポンや野球などのスポーツをする児童の姿、児童同士のいざこざや教員たちがそれに対してどう対応するか悩む姿、青年団なども協力して行われた学校行事（運動会や学芸会など）などである。この日誌は当番教員によって毎日描かれているがその中には、その時読んだと思われる新聞記事のタイトルなどを記載している者、そしてその記事に対して意見を表明している者もあり、バラエティに富んだ内容となっている。『昭和卅一年度学校日誌』を例に取り上げてみると、「世界人口の約3分の1が原子爆禁止を唱えている現状となった。全世界の人々がこれを対国に唱えるべきだ」（1956（昭和31）年8月6日）、「笹原・池田両レスリング選手金メダル獲得」（12月2日）などである。

しかし、本土の小中学校と異なる記述も多々見受けられる。実はそれらの部分こそ、島民たちが請願文に込めた想いとリンクする部分ではないかと私自身は推測する。以下、四点に分類して紹介しよう。

（1）交通、特に定期船が来ないこと

一番多い記述は、定期船が予定通り来ないことについての記述である³¹。

その中の一部を取り上げてみると、『昭和卅二年度学校日誌』では、「定期船明日来る予定」（1957（昭和32）年4月21日）、「定期船来ず。明日も見込みなし。都より児童文化劇団の演劇も見学できない生徒は少々ガッカリしている。」（4月22日）、「一昨日より天候悪く、後、二、三日は続きそうだ。身体検査のための八丈行きも、順延の状態なり。」（4月23日）、「定期船、待望の船、実に二週間ぶりである。」（4月27日）とある。更に翌月、「定期来島二週ぶりである」（5月16日）ともある。

『昭和卅参年度学校日誌』では、「校長、帰島予定日なるも海峡荒にて不能」（1959（昭和34）年3月7日）、「校長帰島できず何時になるか」（3月9日。3月11日帰島）、「午前10時30分定期船来島。天候によるが最近の定期船はその使命上誠意を認められない。20日ぶりの定期船では長すぎる」（3月16日）、「海上波浪高く定期船来島せず。田辺教諭の帰島ならず、見込（帰島）全く立たず」（3月22日）、「西風強く波高し、定期来航不能」（3月23日）、「20日以来おいてきぼりをくっていた田辺教諭、本日、カヌーで帰島。」（3月24日）、「風波高くて定期船来航せず」（3月25日）、「定期船来航」（3月28日）とある。

『昭和三十六年度学校日誌』では、「定期船波浪のため来ず。七月一日に変更。ああ不定期船。」（1961（昭和36）年6月27日）、「定期船来島予定の報急にあり放送するやら注文するやらてんてこまいするも中止になりガッカリ。」（1962（昭和37）年2月1日）とある。

以上は、定期船に関する交通の記述であるが、宇津木―鳥打間の陸路交通の大変さを示すと思われる記述もあった。例えば、『昭和三十九年度学校日誌』では、「鳥打運動会参加（陸路）。雨天のため、陸路帰還を断念し、鳥打部落に全員宿泊」（1964（昭和39）年9月30日）とある³²。

（2）食糧不足

以上、定期船の記述を中心に整理してきたが、定期船は単なる交通の問題だけではなく、食糧品などの必需品を運ぶ手段でもある。そこで、両者が関連している部分も紹介しておく必要がある³³。

³¹ 1968年4月21～28日に東京都教育委員会により実施された八丈小島の民俗及び人文地理についての調査に参加した澤田裕之の論文「東京都八丈小島における経済活動と集落」によれば、「島外との連絡は主として週一回の八丈町営の連絡船に依存したほかは、稀に両集落に各一隻ずつあった緊急用の連絡船が利用された。しかし両集落ともに港湾施設を欠くために、その連絡船も9月から翌4月までは欠航することがしばしばであった」（4頁）という記述がある。

³² 八丈小島内の鳥打―宇津木間の交通も地形上の問題からなかなか厳しかったため、松平信久「全村離島とその住民意識―経済成長期初期における一島嶼の事例から―」での言葉を借りれば「日常的には双方はほぼ孤立状態」（162頁）であった。

³³ 八丈町長であった峯元清次が著した『私の回顧録』（新清クリエイティブ・2002）によれば、「小島住民の全島引揚げ」の所で、「……高齢化した両地区の住民は、農業者も減って野菜等の食料品のほとんどを八丈島の商店から購入していたが、季節風の強い冬場の連絡船が来ない日が続く時は、食生活にも困窮し、また体の具合が悪くなった時の不安感が常につきまとうようになって来ていた」（137頁）と記述する一方、「学校の備品を使った発電で日没から夜の十時頃まで電気が点き、テレビを見ることができるようになって、幾ばくかの文化生活を楽しむようになっていた」（同頁）という記述もある。また、松平信久「全村離島とその住民意識―経済成長期初期に

例えば、『昭和卅一年度学校日誌』では、「・海上が荒れるため、定期船は当分来る様子なし。 ・職員・島民一同食料に困って来たようだ」(1956(昭和31)年12月12日)、「島民食料に困る」(12月17日)、「島民全部が米の味を忘れたかの如き状態である」(12月18日)、「職員一同、島民全、食料に困り、葦にも困る。日夜、食べる話のみ?とにかく、皆困っている」(12月20日)、「田辺及び奥山両教諭明朝鳥打へ食糧補給に向う予定及び教育庁へ電話の予定。」(12月21日)、「配給米や調味料に困る暮らしも〇〇一向さわりなく人生にのんびりしているのも嬉しい。島の良さである」(12月22日)、「吾子にもあたえないで少量ながら白米を先生の処へとどけて呉れようとする懐けのある島民の心に、私共先毛温かい〇〇している」(12月23日)、「八日の定期船より16日ぶり」(12月24日)と16日間に亘る状況が記録されている(〇〇の部分は古文書体なのか不明だが判読できなかった部分)。

『昭和卅参年度学校日誌』では、「定期船が来る頃であるが来ないので、そろそろ食糧に困って来た」(1958(昭和33)年6月16日)、「食糧に困って来た。早く定期船が来てほしい」(6月17日)、「職員一同、食糧に困ってくる。こんな事が起らぬように、どうかして貰い度いものだ。定期船は定期船としての責任を持ってほしい。港工事で来られぬという話もあるが、実に困ったものだ。」(6月18日)、「食糧とどく。」(6月19日)とある。

『昭和卅四年度学校日誌』では、「今日は久方ぶりの晴天で海も静である。よって定期船が来。新聞は十四、五日分なり」(1959(昭和34)年7月20日)、「定期船、心待ちに待っていたが、荒天候の為果さず。」(12月21日)とある。

『昭和三十五年度学校日誌』では、「予定の定期船は延期とのことで、食料も不足な為鳥打と宇津木にて臨時船正栄丸をチャーター」(1960(昭和35)年10月7日)とある。

『昭和三十七年度学校日誌』では、「早朝より来る、来ないでガタガタしていたが、結局、定期船は中止。荒れ狂う冬の海は、なかなか静寂をみせない」(1963(昭和38)年1月18日)、「船の航海は当分ダメな様子。燃料・食糧残り少々。あるいは不足して百日に海を望む。机上はほこりだらけ。」(1月21日)とある。

(3) 水不足

八丈小島では、水資源はほとんど天水に頼る生活をしていたため、水確保や水不足も日常の問題であった³⁴。

例えば、『昭和卅参年度学校日誌』では、「待望の雨が来たが少く、一日使用分位は増水した模様」(1958(昭和33)年8月14日)、「時々雨降りて島人一日分の使用量がタンクにたまつたろうと思われる。」(8月21日)と記述されている。

『昭和卅四年度学校日誌』では、「水不足で雨をまっている雨蛙共は、この雨は“天のやつ雨の出しおしみをしている。”と。」(1959(昭和34)年9月18日)、「又しても水不足深刻化す。タンクの水残り少なし。波高くして定期船来航せず。」(11月4日)、「久方ぶりの風呂(水は校長宅タンクより)海荒れて思い出す様にあられふりで船便なし」(1960(昭和35)年1月27日)とある。

『昭和三十五年度学校日誌』では、「貯水タンク二槽とも貯水減有量激減、水不足。」(1961(昭和36)年1月31日)、『昭和三十六年度学校日誌』では、「再び水問題が話題にのぼる。早期解決を強く要望したい。」(6月30日)、「飲料水残り少し」(7月3日)、「当分飲料水を得る程の降雨は望めぬ。」(7月30日)、「渇水期に、雨のない台風の訪れ……泣き面に蜂であった。」(9月17日)、『昭和三十七年度学校日誌』では、「一日中雨が降り続く。学校のタンクも珍らしく、満水に近い。放射能雨だから痛し痒し。」(5月28日)³⁵といった記述もある。

おける一島嶼の事例から」の論文によれば、「……灯火はランプが用いられていた。ただし、鳥打では、1964年から、学校用のディーゼル発電機を用いて一家に一灯分だけ夜の2時間程度配電が行われるようになった。電柱用の木材の切り出しや電柱立て、配線工事は島民が行い、毎晩の発電操作は教員が交代で担当した」とある(161頁)。

³⁴ 峯元清次『私の回顧録』によれば、「小島の鳥打及び宇津木地区に対する渇水時の飲料水等の給水は、漁船をチャーターして行っていたが、波が少し高いと危険で適時に行うことができなかった」(137頁)という記述がある。また、松平信久「全村離島とその住民意識—経済成長期初期における一島嶼の事例から—」の論文では、「急峻な地形、火山灰地などの条件から、流水や地下水はなく、飲料水、生活用水はすべて天水を貯水タンクに貯めて使用した。不完全な貯蔵槽であったから、枯葉、砂塵、ボーフラ、その他の混入は不可避であった……」という記述もある(161頁)。

³⁵ この部分は「とうとうアメリカも水爆実験を行う。又々放射能入りの天水をいただき体内で米ソ平和共存、

(4) 医者がいないこと³⁶

八丈小島には病院設備がなく医者もいないため、例えば、毎年四月には、遠足も兼ねて八丈島に健康診断に行く様子が描かれていたり、緊急時に島民が八丈島の病院に行く様子も多々見受けられる（ここでの〇〇の部分は生徒の名前）³⁷。

例えば、『昭和廿二年度学校日誌』では、「出席児童も流感全治して居らず、再発の危惧あり。依って朝礼後菓を与えて帰宅さす。無医島の悲哀を痛感す。職員もまだ全快せず。」（1957（昭和32）年1月20日）、「奥山教諭島船にて、足の傷を治療に八丈島まで行く」（3月20日）、『昭和廿四年度学校日誌』では、「〇〇君のお母さん急病（熱射病）となり皆宝丸を八丈に向ける（7月25日）」、「歯の治療のため、〇〇〇八丈行き（鳥打船）」（9月7日）、「〇〇眼疾のため、八丈に」（9月21日）など。

(5) 小括

以上、四つのテーマに分類し記録の一部を抜き出し、宇津木小中学校の教員の生の声を紹介してきた。まさしくこの声は、請願文に示された「小島地区は、ご承知のとおり、八丈本島の属島で未だ、電気、水道医療の施設もなく、文化果つる、離島の離島として住民の生活程度は低く」という部分とリンクし、請願文の内容をリアルに感じることができる記述であった。この整理を行う上で感じたことは、果たして教育や行政も十分機能していたのかという疑問である。例えば、校長や教員が出張などで本島に行ったはいいが、定期船欠航の結果、本島に留まらざるをえず長い期間小島を留守にしていたという記述が先の紹介も含め数多く読み取れるからだ。

5 八丈町議会で議論された八丈小島の事例

それでは、この日誌に描かれているような状況に対し、八丈町はどのような対応をしたのか考察してみたいと考える。この点、合併から八丈小島島民全島引揚のきっかけを作った請願文提出までの時期に限定して、『八丈町議会会議録（昭和31～40年）』を確認してみると、八丈小島に対する町議会の取り組みを知ることができる記述がいくつか見受けられた。以下に主要なものを整理することにしよう。

(1) 出張所廃止の件

大賀郷村と宇津木村が八丈村と合併した後、1956（昭和31）年6月12日、「八丈町出張所設置条例（昭30年条例第3号）の一部を改正する条例」が可決されている（1956年7月1日）。内容は、「三根出張所」「宇津木

仲良くなっている日もそんなに遠くはないだろう」（4月26日）と関連する部分であると思われる。南海タイムス1961年9月17日1065号では、ソ連の核実験によるものかどうか定かではないが、降雨の中に相当量の放射能含有が認められるとする「九月の降雨に放射能」という記事がある。

³⁶ 南海タイムスの記事「青ヶ島小島へ都の診療班」（1961年7月2日1054号）では、無医村の青ヶ島・無医地区の小島に都の医療班が診療のため来島する記事がある。その他、1962年7月8日1105号も同様の記事。また、1964年には、鳥打で流感が猛威をふるい部落の人ほとんどが罹患し、鳥打小中学校が13日午後から全校休校に入り、「学校全体が病院と化した」という記事も示されている。同校は医師の派遣を町の教育委員会を通じて町役場に要請し、「町は波が静まるのを待つて、十五日診療班を派遣した」とも示されている。南海タイムス1964年2月26日1186号記事

但し、八丈島でも本土に比して医療問題は長年の懸念であったことも附言しておく必要がある。例えば、『昭和34年第四回議会臨時会会議録』（1959年5月27日）では、昨年連れて来た医者がすぐ帰ってしまったことや『昭和36年第5回八丈町議会臨時会会議録』（1961年7月20日）では、町長が「耳鼻咽喉科専門医がなく、東京へ行かねばならない。厚生省に派遣依頼したが、まだはっきりわからん」と述べている。その後も医師の確保問題はたびたび登場する。その後、統合病院が建設されることになる。関連する記事として「懸案の夢叶う 八丈町統合病院建設へ 日本医科大学と提携」南海タイムス1965年2月21日1237号

³⁷ 松平信久「全村離島とその住民意識—経済成長期初期における一島嶼の事例から—」の論文では、「自給できない生活用品は上記定期船によって調達し、風邪や腹痛、軽度の怪我などは学校の教師による手当てなどで対応し……」という記述がある（161頁）。

出張所「鳥打出張所」を廃止するというものである。理由は「出張所が本庁の位置と極めて近距離にあるものと処理業務が少いものと本庁に統合して事務能率の向上を図り併せて財政的緩和を図ることにある」という。『昭和31年度八丈町議会会議録』（1956年6月12日）では、総務課長が「役場としては種々検討を加へましたが小島の鳥打、宇津木二出張所と三根出張所を廃して事務処理の能率を計りたいと思います。三根出張所では必要に応じて駐在員のようなものをおいて処理する方法も考へられる訳です」と述べているのに対し、議長が異議のないものとして原案通り決定としている³⁸。

（2）水槽施設設置

『昭和32年度八丈町議会会議録』（1957（昭和32）年3月27日）では、「小島の両地区に水槽施設がないため夏になると非常に困難するようですからこれが救済の方法をとっていただきたいと発言」と「小島も合併関係村でありまして合併後鳥打は多少面倒を見ていただいたが宇津木には何等の施設がない。町財政も大変と思うが宜敷願いたいと発言」という記述がある。この記述にある発言者は二人の議員であり、それに対し、課長が「鈴木議員から先般水槽施設について電話を受けたので総務課長に連絡した処再建整備の関係で更生予算の時追加しようと言う事になって居ると説明」という回答がなされている。

（3）自家発電施設³⁹

『昭和34年度八丈町議会第一回定例会会議録』（1959（昭和34）年3月20日）では、「次は教育の事業であるが、小島に自家発電施設が必要だ。永郷には今般施設されたので教育効果が上ったとの事である。これは予算上から見てもそう大きい事ではないと思うが、計画はあるか」という議員の発言に対し、教育長は「自家発電施設については34年度に宇津木に、35年度に鳥打にやるように予定したが、予算措置の都合によっては34年度に両地区をやるようにも考へている旨説明す」と記されている。また、町長は、「自家発電については、小島では小学校に入れたら民間にも接続してやる考へもして調査も進めている。電力供給については離島の関係もあるので宇津木、鳥打共に何等かの方法で学校、民間共に給電したいと考へているが、皆さんの御考へを願いたい。電話の方は鳥打に施設されたと同様に宇津木にも施設される事になっていると説明す」と記されている。

（4）定期船

八丈島小島間の定期船については、1958（昭和33）年度八丈町議会で「八丈島小島間定期航路について」（議案9号）、1961（昭和36）年度八丈町議会で「八丈島小島間定期航路運送料金条例」（第23号試案）が取り上げられている⁴⁰。また、後者の条例と名称が若干異なるので内容が一緒か別物かは不明であるが、1972（昭和47）年町議会の議事録を見ると、「八丈島一島間連絡船設置条例（昭和36年八丈町条例第31号）を廃止する条例」という記述がある。

³⁸ 但馬椎達「新市町村における支所、出張所について」地方自治136号（1959）によれば、1957（昭和32）年8月15日現在、1848の調査対象市町村では合併時に5802ヶ所の支所・出張所が設置されたが、その後同日までに1302ヶ所が廃止されたという（36頁）。また、合併時と調査日現在における支所、出張所の年間所要経費は28億円余の節約額であり、「大局的見地からみると当該市町村の財政の消費的経費の節約が図られ、それを投資的経費にふりむけることによつて、地方自治の本旨である地方公共団体の健全な発達がはかられ、かつ、能率的な運営が行われ、ひいては住民の福祉の向上に資するものといわねばならない」（73頁）という記述もある。

³⁹ 南海タイムス1961年10月1日1067号では、小島用に電電公社が試作した簡易無線機用の80ワットの風力発電装置工事の記事が載っている。

⁴⁰ 南海タイムス1961年11月12日1073号では、「小島定期船料金決る」というタイトルで「○八丈島一島間定期航路運送料金条例一東京都で毎月四千圓の補助があるが収支はトントンである。八丈一島間大人八〇圓小人四〇圓。手荷物は一才につき一〇圓、成牛千圓、中牛五百圓、小牛二百圓、豚二百圓、小豚百圓、山羊二百圓」という記述がある。

6 出張所廃止の件

5. の整理に使用した議会議事録の記録を見る限りでは、議会で検討された議案全体の比率はとりあえず置いておくとして、小島島民たちが請願文で苦慮を訴えていた点、すなわち、自家発電、水槽、定期船といった小島民の生活に関わるインフラ整備の議論が一応なされていたことがわかる。

但し、議事録整理にあたって登場した「出張所廃止の件」、これは請願文に登場する内容ではない。一見すると、両者の事柄は全く関連性がないようにも見受けられるかもしれないが、請願文には「更に最近若い人が島をはなれるのが多く、人口は、減少しその構成も老令化して近い将来老人ばかりの島となり本島との連絡にも事欠く事態となることは明らかであります。」と示されていた。筆者が強調した下線部に記述されている連絡手段は電話だけでなく直接八丈島に赴くことも指すと考えられる。この連絡は公私にわたると考えられるが、本庁との行政的な事務連絡で重要な役割を果たすのは正に出張所ではないだろうか。この点、聞き取り調査をした時に、合併後、小島出身者であった職員が本庁にいたのでその者を通じて小島の両地区に連絡を取っていたのではないかという話もあった。

そこで、八丈小島における出張所の役割、そして廃止後の公的連絡手段、更に無人島化との関係を今後考察するためにも、以下では、法に示される出張所の意義や役割をまず検討し、八丈小島の事例との整合性も若干検討してみることにする。

(1) 小島の二つの出張所が廃止された理由

出張所廃止が議案として出された時、総務課長は議会にて出張所廃止理由を述べる際に「役場としては種々検討を加へましたが」と言っている。この“種々検討”の詳細を示す資料は今のところ見当たらないがしかし、理由は事務処理の能率向上と財政的緩和を図るため、①出張所が本庁の位置と極めて近距離にあるもの、②処理業務が少いものを本庁に統合するという⁴¹。①は八丈島内にある三根出張所廃止理由を指すと考えられるが、八丈小島の二つの出張所廃止理由は②が該当すると考えられる⁴²。

(2) 地方自治法 155 条

八丈町における出張所設置については現在、「八丈町出張所設置条例」(昭和 31 (1956) 年 6 月 14 日条例第 2 号)がある。当該条例 1 条は、「地方自治法 (昭和 22 (1947) 年法律第 67 号) 第 155 条第 1 項の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるため、出張所を設置する」という規定になっている。この規定から読み取れることは、出張所が“町長の権限に属する事務を分掌させる”ことであるが(“分掌”とは事務処理の便宜から事務を分担し処理すること)、もう一点、当該条例制定の根拠になっているのが、地方自治法 155 条 1 項という

⁴¹ この点、日本全国における町村合併後、合併条件として旧町村役場を支所や出張所として置いている現状に対する不合理性として、但馬椎達「新市町村における支所、出張所について」は、①役場までの距離または支所、出張所相互間の距離が必要以上に近く、かつ、設置数が多いこと、②支所、出張所の管轄区域は殆んど旧町村の区域であつてその区域が合理化されていないこと、③支所、出張所に旧町村の長等の高級職員をおいていること、④殆んどが支所の名称を冠しているが、その性格は出張所であることをあげている (39 頁)。

⁴² 東京都自治年報 56 号 (1957) には八丈町の四つの出張所も含む「支所・出張所に関する調」が掲載されている (84-85 頁)。この調に掲載されたグラフを筆者が簡素化した各出張所の職員数や本庁との距離などの内訳は以下の通りとなる。因みに、廃止された三つの出張所の内訳は示されていないが、東京都編『東京都町村合併誌』(東京都・1957)によれば、八丈村時の出張所職員数は、三根 11 人、檜立 6 人、中之郷 5 人、末吉 5 人、鳥打 1 人であったという (395 頁)。

出張所名	人口 (人)	職員数 (人)	予算 (昭和 31 年度) (千円)	一日平均取扱事務件数	本庁との距離	バス
大賀郷	3827	4	2091	56 件	2.6 km	15 分
檜立	1231	3	1029	32 件	8.4 km	25 分
中之郷	1875	4	1234	58 件	10.2 km	40 分
末吉	1200	4	1353	13.2 件	15.6 km	55 分

ことである。155 条の条文は以下の通りである⁴³。

155 条 1 項

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 項

支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 項

第 4 条第 2 項の規定⁴⁴は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

この規定は、支庁・地方事務所・支所・出張所の設置を定めたものであり、戦前の旧制度にはなかった市町村の出先機関（支所・出張所）について条例で設置できるというものである⁴⁵。

この規定のポイントは、第一に、支所や出張所などが「総合出先機関」として、普通地方公共団体の長の権限に属する事務全般にわたって地域的に事務を分担するというものである⁴⁶。第二に、支所・出張所設置などに関しては条例によるものであること、第三に、自治体の長は必要な地に支所や出張所を設けることができること（市町村役場が直接所管することも可）、第四に、位置の基準については、4 条 2 項の規定を準用し、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」⁴⁷こととされている。

支所と出張所の違いは、「支所」が「市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所」を意味するのに対し、「出張所」は「住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもす

⁴³ 「普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。」と規定する 156 条 1 項の規定もあるが、ここではふれない。

⁴⁴ 地方自治法 4 条は以下の通り。

「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。」

⁴⁵ 今村都南雄・辻山幸宣編（財）地方自治総合研究所監修『逐条研究地方自治法Ⅲ』（敬文堂・2004）、345-351 頁。旧制度の出発点である 1926（大正 15）年の地方官官制の全部改正（勅令第 147 号）の 43 条は府県支庁の設置に関して規定しているが、「島地其ノ他交通不便ノ地」に府県支庁を設置できるという部分にルーツを確認することができる。

⁴⁶ 松本英昭『新版逐条地方自治法（第 8 次改訂版）』（学陽書房・2015）、538 頁。因みに、153 条は、普通地方公共団体の長による委任代理の規定となっている。出先機関の新しいあり方を模索する文献として、「駅ビルに市役所の出先機関をおくことの可否■支所・出張所・連絡所」自治実務セミナー 8 巻 1 号（1969）、26 頁、「隣接する市の駅ビルに図書館や出張所を設けることができるか」自治実務セミナー 37 巻 5 号（1998）、18-19 頁、武岡明子「市町村の支所・出張所改革—札幌市および世田谷区の事例から—」札幌法学 23 巻 2 号（2012）、39-68 頁がある。

⁴⁷ 松本英昭、540 頁。同頁には、「……一般にその区域の比較的小さい市町村にあつて、市町村役場の外なお支所を設置しようとしたのは、市町村の合併があつた場合、又は特に交通不便の地域などについて、市町村の事務のおおむね全般を分掌させるためにその設置の必要性が予想されたからである（通牒昭 22・8・8）」という記述がある。

む程度の簡単な事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長という取扱いが適当」とされている⁴⁸。

出張所の名称を用いることが適当とされる所掌事務の行政実例として、①戸籍及び住民登録に関する事務、②配給に関する事務、③公金の収納に関する事務、④国民健康保険事務中、被保険者の移動整理、台帳の整理、その他軽易なる保険事務の相談に関する事、⑤その他住民との連絡に関する事務がある⁴⁹。

（３）類似の法規定

国が昭和の大合併を推進する上で重要な役割を果たした三か年の限時法である町村合併促進法（昭和二八年九月一日法律第二百五十八号）の６条にも出張所の規定がある。

6条1項

町村合併をしようとするときは、協議により、町村合併に伴い必要な町村の建設に関する計画（以下「新町村建設計画」という。）を定めなければならない。

2項

関係町村は、新町村建設計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3項

新町村建設計画は、おおむね左に掲げる事項について定めるものとする。
……2号 町村役場支所又は出張所の統合整備に関する事項

この規定は、新町村建設計画の策定について示したものであるが、町村が合併し今後発展していくために重要な役割を担うものである。3項には、新市町村建設計画に盛り込む事項が12（新町村建設の基本方針、小中学校・消防・病院などの統合整備に関する事項、自治体警察に関する事項など）にわたって示されているが、2番目に支所や出張所の規定があることからこの項目の重要度を伺うことができる。この点、知事は第三者的役割を担うものとして、①計画が真に妥当性があるかどうか検討し、②同時に他の町村の建設計画との間の均衡を保つ機会を持つことになる（2項）⁵⁰。

この策定においてふまえるべき訓示規定が、続く7条にあるのでそれも紹介したいと考える（8条は新町村建設計画の変更手続）。

7条1項

新町村建設計画を定めるに当っては、合併町村の住民が相互に融和し、進んで合併町村の建設に協力する基本の態勢を整えるように配慮しなければならない。

2項

新町村建設計画は、合併町村の住民のすべてについて、ひとしく福祉を増進させるとともに負担を分任させるように定められなければならない。また、合併関係町村の施設、事業その他住民の享受する利便について合併関係町村の相互の間に均衡を失するものがある場合においてはすみやかに是正するように定められなければならない（下線強調は筆者）。

⁴⁸ 松本英昭、541頁。しかし、「出張所を特定区域の総合事務所として住民の利便に供するために、市町村の事務の全般にわたって所掌させたとしても、それを違法とするにはあたらないであろう」とされる。今村都南雄・辻山幸宣編『逐条研究地方自治法Ⅲ』、352頁。

⁴⁹ 千葉恒三郎編『議案：文例とその作成要望』（学陽書房・1963）、139頁。

⁵⁰ 林忠雄『町村合併の諸問題と町村合併促進法：逐条解説』（柏林書房・1954）、135頁。

この2項の下線部分は出張所の統合や設置を考える上でも、均衡の大切さを訴えており、それを失する場合は速やかに是正するように定められなければならないとする重要な規定と考えられる。

また、新市町村建設促進法（昭和三十一年六月三〇日法律第百六十四号）7条にも地方自治法155条と類似の規定がある。

新市町村建設促進法7条

新市町村で支所又は出張所を設けているものは、地勢、交通その他の事情に照らして、支所又は出張所の廃止又は統合に関する計画を定め、なるべくすみやかにその実現を図らなければならない。この場合において、住民の利便が低下することとならないように、事務処理の方法を改善し、連絡、通信及び交通の施設を整備する等適当な考慮を払わなければならない（下線強調は筆者）。

この規定は、当該法律が新市町村建設のためにその一体性を確保することを急務としていることから、支所、出張所がいつまでもそのままであれば、第一に、「自らこれを中心として合併前の町村が固まり、住民の一体意識の形成を阻害すること」になるし、第二に、「本庁に職員を集中して、合理的な人事管理を行い、効率的な事務処理の態勢を整えるという合併の一つの目的を逸すること」にもなるし、第三に、「財政的に見て、支所、出張所が統廃合されれば、通信費、事務費等の物件費も節減しうること」、第四に、「その支所、出張所の施設を、公民館、保育所、授産場等に転用しうること」を意図しているものである⁵¹。

但し、地勢、交通や部落密集度などの客観的な事情を考慮して必要な場合には支所や出張所を設けること、そして、統廃合によって住民に著しく不便を与えるようになってはならず「適当な考慮」を払わなければならないとも示されている⁵²。

（4）考察

地方自治法を始めとするこれらの規定に従うならば、八丈小島の事例は地勢や交通面から、住民との連絡に関する事務を行う役割を担うという出張所は廃止されるべきではなかったと私は考えるが、仮に廃止したとしても「適当な考慮」が払われていたのかどうかという点についても検討すべきであろう。

市町村自治研究会編『新市町村建設促進法逐条解説』には、適当な考慮を払うべき具体例として「1 職員の巡回制をとること。2 連絡員を部落単位におき、徴税令書や広報紙の配布、連絡事項の伝達、住民の要望事項の伝達等の事務を行わせること。3 部落電話を設置すること。4 有線放送施設を設置すること。5 オートバイ等の機動力を整備すること。6 連絡道路等を整備すること」が示されている⁵³。

また、但馬の論文では「支所、出張所を設置しない場合」に留意すべき点として、三点あげられている。少々長く引用することになるが、重要なので以下示すことにしよう⁵⁴。

- ① 住民感情—役場を失うことによる廃村感—の対立は合併後の町村運営上支障を生ずることとなるので、旧役場地域の住民に廃村感を抱かせないよう⁵⁵、例えば旧役場庁舎等の転用に意を用い、公民館、授産所その他住民の福祉向上の施設に転用する等サービスセンターとして部落の中心となりうるよう措置すること

⁵¹ 市町村自治研究会編『新市町村建設促進法逐条解説』（第一法規・1956）、65-66頁。

⁵² 市町村自治研究会編『新市町村建設促進法逐条解説』、66頁。また、滝沢昭次によれば、町村合併推進本部の決定による、新市町村建設計画の作成要領（1953（昭和28）年12月12日）では、「地域が広く或は交通の不便である等の特別の事情があり、住民の日常生活に著しい不便を及ぼすような場合を除き、なるべく支所又は出張所を設けないようにすること……」との方針が示され、その後の同本部決定の新市町村建設方針（1956（昭和31）年1月31日）でも同趣旨の指針が示されていたという。滝沢昭次「支所・出張所のあり方」地方自治248号（1968）、50頁。

⁵³ 市町村自治研究会編『新市町村建設促進法逐条解説』、66-67頁。

⁵⁴ 但馬椎達「新市町村における支所、出張所について」、45-46頁

⁵⁵ 但馬椎達「新市町村における支所、出張所について」によれば、当時の支所・出張所の設置目的は、「住民の日常生活上の不便の問題よりも旧町村の役場が廃止されることによる住民の廃村感による場合、若しくは、単なる旧町村の立場から行政上の主導権を依然として獲得しておこうとする」ものが少なくないという（43頁）。

が必要であること。

- ② 役場移転に伴う行政上の不便を除去するためには、支所、出張所の利用率の高い納税関係については納税組合の設立を援助し、或は役場職員が機動性を発揮して、役場往復の際進んで居住地部落民の所用を弁じ、又は一定箇所定期的に出張徴収し、更には各世帯を巡廻して所用の有無を問う等サービスに意を用うべきことも必要であること。
- ③ 新市町村は、住民の積極的な協力援助を得るため、末端の連絡組織を通じて特に住民の関心の深い事項について、その趣旨を徹底できうる状態におくとともに、有線放送、部落電話の設置、役場と部落間の連絡用自動車等についても充分考慮し、その末端連絡組織である隣保団体との協力の方向をうまく工夫し、常時住民との連絡を密にして、新市町村の実態を熟知できるよう努めること。

八丈小島において「適当な考慮」がどこまでなされていたのか。市町村自治研究会が示す内容と完全に重なる訳ではないが、役場勤務の連絡員らしき人（連絡員という名称が適切かどうかはわからないが……）がいたのは確かである。また、区毎に電話も一応設置されていたし、二つの文献が示す陸路を海路と置き換えれば、連絡用手段としても位置づけることができる定期船の航路も一応整備されていた。

そう考えるならば、出張所は廃止されたものの「適当な考慮」がなされていたといえるかもしれない。しかし、定期船の欠航率の多さは先に示した通りで連絡用手段としては機能的であるとはいえない。

また、電話についても、当時しっかりと機能していたか疑わしい。鳥打の教員であった漆原智良の著書によれば、「島民は船の来島日が決まると、八丈島の商店にバッテリーを利用した無線電話で商品を注文します。しかし、無線の電話一本ですから、コメがコナに、マメがマスに、タバコがタワシに……と、間違っって届けられることがたびたびありました」という記述があるからだ⁵⁶。そう考えるならば、やはり出張所を廃止することが正解であったのか疑問である。

更に忘れてはならないのが、支所・出張所が一般的に果たしてきた通常の業務執行以外の役割である⁵⁷。支所・出張所は、第一に、行政主体としての市町村と、住民とのコミュニケーションの媒体としての役割を果たしてきたという点がある。そして、第二に、支所・出張所が例えば老人クラブや婦人会などの各種民間団体の連絡や指導を行うといった地域住民のいわば準公的な活動の核となり得るという点もある。

八丈小島の出張所が島民にとってどのような場所であったかを示す資料は見当たらないので出張所が実際に果たした役割はわからないが、出張所廃止後唯一の公共機関であった学校がコミュニティ形成に重要な役割を果たしたようである⁵⁸。特に求められたのが、「リクリエーション機能」で、例えば、運動会、学芸会、映画会などがそうであったという。そう考えるならば、出張所の存在も単なる事務処理機関に止まらず、本島と小島を繋ぐ役割、そして鳥打地区や宇津木地区それぞれの島民たち（あるいは、小島島民全体）のコミュニティ形成に何らかの寄与する可能性があったのではないだろうか。

7 当該地域出身議員の存在

出張所（町行政機関）と八丈小島との関係を前章で考察してきたので、次は議会と八丈小島との関係を改めて考察していきたいと考える。ここで検討したいのは、議員定数の問題や当該地域出身議員の存在である。

この問題を取り上げる理由は、小離島内の声を反映するシステムは、主島側（役所や町民）が耳を傾けることも無論必要であるが、小離島側から離島側に発信する作業、そしてそれを媒介する人物の存在も必要になるからである⁵⁹。先の出張所や連絡員もそれに当てはまるが、他の一例を示していると思われるのが、その地区の出身

⁵⁶ 漆原智良『子どもの心がかがやくときーこれからの幼児の育ちを考えるー』（フレーベル館・2005）、40頁。

⁵⁷ 木村仁「支所、出張所とコミュニティ」自治研究 538号（1969）、169-170頁。

⁵⁸ 松平信久「八丈小島の人とくらし」月刊社会教育 114号（1967）、69-70頁。

⁵⁹ この点、町政相談、地区別移動相談、町政意見質問などの公聴活動を行う計画があるという記事がある。「聲なき民の声を聞く 八丈町「公聴活動」を企画 明るい住みよい町づくりに」南海タイムス 1963年6月23日

者である議会議員の存在である。ここでは、八丈小島が無人島に至る経緯をもたらしたかもしれない数多くある可能性の一つとして、第一次合併時から引揚げに至るまでの議員数や内訳の変動を考察してみようとする。また、八丈小島の二村とほぼ同時期に合併し、現在も無人島化していない、四つの島を含む三重県鳥羽市の例との比較を試みることで、この争点に対する一つの解をえたいと考える⁶⁰。

(1) 八丈島の事例

繰り返しになるが、八丈島にはもともと、五つの村（大賀郷村、三根村、檜立村、中之郷村、末吉村）が存在し、八丈小島には二つの村（宇津木村、鳥打村）が存在した。この7つの村は、一島一自治体とする昭和の大合併のうねりを受けて、1954年10月に、大賀郷と宇津木以外の5村が合併し八丈村になり（第一次合併）、翌1955年4月に八丈村と大賀郷村・宇津木村が合併し、八丈町になっている（第二次合併）⁶¹。

合併協議時には、庁舎の位置など様々なことが問題になったが、その中の一つが議員定数の問題である⁶²。

① 第一次合併時

『市町村配置分合告示 東京都 昭二八・八・一〇—昭二九・一〇・一』（国立公文書館所蔵。以下、『市町村配置分合告示 東京都①』とする）所収の安井誠一郎東京都知事が吉田茂内閣総理大臣にあてた「村の配置分合について」（総行地収第411号の1（昭和29年9月24日））では、以下のようなことが記されている。

7 選挙区について

……村会議員については、各村の従来の地域をそのまま各選挙区とする予定。

8 議員の任期及び定数について

町村合併促進法第9条第2項第1号の規定により、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間、定員2名増加し24名とする予定。

この資料から理解できることは、1）とりあえず選挙区が合併以前の地域と同様であること、2）合併後の最初の選挙は町村合併促進法9条2項1号（議員の任期、定数に関する特例規定）に基づくこと、3）定数は24名であること、の三点である。

最終的に、選挙区は、一区が三根（定数11人）、二区が檜立（定数4人）、三区が中之郷（定数6人）、四区が末吉（定数4人）、五区が鳥打（定数1人）となっており、定数は先の資料では24名であったが、9月26日に八丈支庁で開催された五ヶ村合併協議会において、更に2名増加の26名に決定したようである⁶³。

『市町村配置分合告示 東京都①』内の資料によると、1954（昭和29）年8月1日時点（要するに、合併直前）の人口数は計8674人（議員定員総数60人）で、その内訳は三根村4233人（14名）、檜立村1270人（12名）、中之郷村1884人（16名）、末吉村1185人（13名）、鳥打村102人（5名）である⁶⁴。

因みに、1954年10月25日、村長・村議選が行われたが、無投票当選した鳥打五区を除き、熱い戦いが繰り上げられたようである⁶⁵。

1153号。

⁶⁰ 因みに、八丈島から南に数十km行ったところに、青ヶ島があるが、日本で最小の自治体として現在も存在している。青ヶ島といった、似たようなタイプの伊豆諸島の無人島化していない島々との比較も今後重要であると考えられる。この点、例えば、南海タイムス1971年8月8日1560号では、「六年間で三分の一減少 第二の小島にするな 青ヶ島振興開発で陳情請願」という記事がある。

⁶¹ 東京都編『東京都町村合併誌』、359-399頁。

⁶² 他にも、「合併に伴う教育委員や農業委員会委員の定数・任期」についても考察する必要があるが、今回はふれない。

⁶³ 南海タイムス1954年10月3日718号。

⁶⁴ カッコ内に示した、議員総数と各村の議員数は『市町村配置分合告示 東京都①』内所収の各村議会それぞれの合併に関する議事録に示された議員名（議長や副議長を含む）を数えた結果である。因みに、同文書内所収の「現況表（昭和29年8月1日）」には、定員総数が62名となっている。

⁶⁵ 南海タイムス1954年10月24日721号、1954年10月31日722号。

② 第二次合併時

『市町村配置分合告示 東京都 自昭二九・一一・三至昭三〇・四・一』（以下、『市町村配置分合告示 東京都 ②』とする）では、八丈村（8790 人）に大賀郷村（4031 人）と宇津木村（66 人）が編入合併されるにあたっての資料が数多く示されているが、「合併に伴う議員の定数・任期」の所で、「町村合併促進法第九条第一項第二号の規定による」という記述が見受けられる。

また、各村議会の議案として提出された「議員の任期定数の特例を定めることについて」では、「大賀郷村及び宇津木村を廃し、その区域を八丈村に編入し、昭和三十年四月一日から施行することに伴い、八丈村の議会の議員の任期定数については、八丈村、大賀郷村及び宇津木村の協議により、町村合併促進法第九条第一項第二号の規定に基く特例によるものとする」としている。その理由としてあげられていたことは、「大賀郷村及び宇津木村編入後の八丈村の議員の任期、定数については町村合併促進法第九条の特例規定によることが適当と思はれるので本案を提出します。」というものであった。

ここで示される協議内容は、三村の村長が 1955（昭和 30）年 3 月 23 日に協議し署名した「協議書」に記載されているがその内容は、「大賀郷村及び宇津木村を廃し、その区域をもって八丈村に編入し、昭和三十年四月一日から施行することに伴い、八丈村の議会の議員の任期、定数については、関係各村の協議により、町村合併促進法第九条第一項第二号の規定に基く特例によることに定めたので、ここに署名捺印し各一通を保管する。」とある。

9 条 1 項 2 号は簡潔に言うとも議員の任期、定数に関する特例規定であるが、大賀郷村の議員全員がそのまま八丈村の議員となるというものである（任期も八丈村議員の残任期間と一緒）。この案は同年 1 月 24 日、春副知事が出した幹旋案であるが、この案が成立するまでには、大賀郷村で対等派が対等合併を繰り返し訴えたり（最終的には、賛成 8、反対 5）、八丈村でも三派に分かれ激しい論戦となったようだ（副知事案賛成派、合併は賛成だが議員数は人口比とする反対派、意見表示しない派の三派であるが最終的には満場一致で賛成）⁶⁶。

第二次合併直前の各村の議員数の内訳（1955（昭和 30）年 3 月 1 日現在）は、八丈村が 26 人、大賀郷村 18 人である。この点、宇津木村は地方自治法 94 条に基づき、議会制を廃し、村民総会を採用しているので村内の有権者全員が会員ということになり、村議選を通じ選挙で選ばれた議員は存在しない⁶⁷。

③ それ以後の選挙

昭和 32 年度町議会（1958（昭和 33）年 3 月末）では、選挙区について全島一区とすることが表明されている⁶⁸。議員定数は 26 名（現在 42 名（1958 年 7 月時点））であるが、10 月 24 日の任期満了をめぐって様々な意見が飛び交っていたようであり、これが『南海タイムス』に記されている⁶⁹。

今度の改選で十六名が減るわけであるが、世論の中には町民一萬三千人なら千人に一人の割合で十三名、それに正副議長合せて十五名あれば充分だとの意見もあるが、定員二十六名は現議会で条例改正の斷行でもやらない限り無理だとみられる（これを発言推進する議員があるとすれば別だが…）

これは人口比に基づく主張であると考えられるが、他にも以下のような主張があげられている⁷⁰。

選挙区については勿論全島一区であるが、議員の中には、小選挙区制（舊村単位）を主張しこれが實現に一部議員が動いている向きもあるといわれるが、表面だつた動きはなく主に坂上にこの意見が聞かれると伝え

⁶⁶ 南海タイムス 1955 年 3 月 27 日 741 号。

⁶⁷ 『昭和 30 年 3 月 23 日の宇津木村村民総会々議録』では、“議員の任期定数の特例を定めることについて”の案件（第 2 号案件）で、15 番の会員が「本案は原案通り可決し後日合併関係村の協議により出して頂ければこれにこした事はないと思ひますが当村には定数ありませんので無理と思ひます。いずれにしる原案通り決定して良いと思ひます」という記述、13 番の会員が「私は十五番の意見と同じです。原案に賛成します」という記述がある。この第 2 号案件は本総会にて原案通り決定となっている。

⁶⁸ 南海タイムス 1958 年 4 月 6 日 892 号。

⁶⁹ 南海タイムス 1958 年 7 月 6 日 905 号。

⁷⁰ 南海タイムス 1958 年 7 月 6 日 905 号。

られる。これに對し心ある人達は、舊村對立意識が大分薄れている矢先とんでもないことだと反對している。對立斗争が何ら益ないことを身を以て體驗した人たちの真劍な聲のようだ

ここでは更に、旧村単位での小選挙区制の主張（要するに、全島一区制に反対する意見）や全島一区制に賛成する意見が示されている。この点、全島一区制に賛成する理由は、八丈町成立から四年目で各村対立意識が薄れているところがポイントにあげられている。しかし、この全島一区制が八丈小島にもたらす問題点も示されている⁷¹。

△鳥打・鈴木長松氏が現議で出ているが、鳥打・宇津木合せて推しても相當苦戦が豫想される

この部分は旧選挙区の議員たちの当落予想が示されており、鳥打選挙区から出ていた町議、あるいは小島からの立候補者がいたとしても当選は難しいという予想がされている。というのも当時の八丈町有権者数が 6748 名であり、その内訳は三根 2281 名、大賀郷 2047 名、檜立 623 名、中之郷 1029 名、末吉 680 名、宇津木 34 名、鳥打 54 名であった。有権者数を議員定員数で単純に割るならば、約 260 票確保しなければならないことになる。

この点、南海タイムス社の予想では、「……三十人立つとして約二百票の得票が當確、二五〇から三百とる候補者が数名いるとしても百五十から百七、八十とらないと當選圏内とはいえない。有権者の目もこえて來ているだけに、議員もかつての親戚議員の座だけでは當選はおぼつかない」としており⁷²、選挙間近の記事でも「定員は特例の四十二名が姿を消して、二十六名になるので、相當の自信がなければ出馬は困難だと云われ」、出馬数が相当減り、最低ラインが 150 台ではないかとしている⁷³。

10 月 18 日の町議選では、34 人の立候補者が立ち（宇津木・鳥打からは無し）、当選議員の最低得票ラインが 137 票であった。この選挙時の八丈小島の有権者数は「宇津木 30、鳥打 53、計 83」であるため、単純計算で捉えるならば、小島から誰かが立候補しても南海タイムスが指摘するように当選は難しかったといえる。

続く 1962（昭和 37）年 10 月 19 日の町議選は、三根 8 人、大賀郷 7 人、檜立 4 人、中之郷 5 人、末吉 2 人の当選であった（当日有権者数は 6966 人（投票者数 6418 人）、宇津木当日有権者数 25 人（投票者数 23 人）、鳥打当日有権者数 47 人（投票者数 44 人）。宇津木・鳥打からは立候補無し）⁷⁴。今回の選挙で当選するための最低得票数が 146 票であった。

そして、1966（昭和 41）年 10 月 7 日の町議選は、三根 7 人、大賀郷 10 人、檜立 2 人、中之郷 4 人、末吉 3 人の当選であった（当日有権者数 6822 人（投票者数 6273 人）、宇津木当日有権者数 32 人（投票者数 25 人）、鳥打当日有権者数 44 人（投票者数 41 人）。宇津木・鳥打からは立候補無し）⁷⁵。今回の選挙において、当選するための最低得票数は 165 票であった。

④ 小括

以上の整理から理解できることは、八丈町誕生以後の小島出身議員は鳥打の 1 人のみであり、それ以降、小島から立候補した町会議員はいないということである。無論、合併前後に小島から八丈島に移住した人もいるのでこの人たちの関わりも今後検討する必要があるが、現時点手元にある資料から判断できたことは、先の点に加え、宇津木村が村民総会制度を採用していたことから合併時点から宇津木出身者は議員として組み込まれなかったこと、そして旧村単位の小選挙区制から全島一区制になったことである。

（2）鳥羽市の答志島の場合

⁷¹ 南海タイムス 1958 年 7 月 6 日 905 号。

⁷² 南海タイムス 1958 年 7 月 6 日 905 号。

⁷³ 南海タイムス 1958 年 9 月 28 日 917 号。

⁷⁴ 南海タイムス 1962 年 10 月 21 日 1120 号。この記事では、単なる地区毎の代表に止まらず、社会党や創価学会公認候補が当選する様子が示され、今後の議会運営への変化がどうなるかという点が示されている。

⁷⁵ 南海タイムス 1966 年 10 月 9 日 1322 号。各地区の予想顔触れでも、宇津木・鳥打は取り上げられていない。南海タイムス 1966 年 9 月 11 日 1317 号。この選挙において、鳥打・宇津木の話題が出るのは、繰上投票についてである。南海タイムス 1966 年 8 月 14 日 1313 号。

それでは、この点についてより詳細な知見を得るために以前調査に行った答志島を題材にして比較してみたいと考える。

答志島は三重県にある六つの離島の内の一つで、面積 6.98 km²、周囲 26.3 km、人口 2379 人 714 世帯から成る（2010 年国勢調査）。島は、答志町（1229 人 322 世帯（男 569 人・女 660 人））、和具（443 人 148 世帯（男 208 人・女 235 人））、桃取町（707 人 244 世帯（男 334 人・女 373 人））と三つの集落がある。鳥羽港の北東 2.5 km に位置する鳥羽市最大の島である。鳥羽市の他の構成は、本土と神島、菅島、坂手島の三つの離島である。

産業面は、漁業中心であるが、現在漁業と観光の調和のとれた地域振興を目指している。

答志島には戦後二つの自治体（桃取村・答志村）が存在していたが、昭和の大合併の流れを受け、鳥羽市制が 1954 年 11 月 1 日施行されることになり、鳥羽町、加茂村、長岡村、鏡浦村、桃取村、答志村、菅島村、神島村が合併し、その区域が鳥羽市となり現在へと至ることになる（昭和 29（1954）年 10 月 2 日三重県告示第 779 号、昭和 29 年 10 月 30 日総理府告示第 909 号）⁷⁶。

① 現在の議会構成

ここ最近 2 回の鳥羽市議選の結果をまず見てみたいと思う。

2011 年 4 月 24 日に行われた鳥羽市議選では 14 議席中 3 議席が離島関係者であり、その内訳を見ると、答志島からは二人で、浜口一利議員（62 歳（当選時）。無所属で 2 回目の当選。答志島活性化団体座長（元）鳥羽磯部漁協理事。答志町）と橋本真一郎議員（65 歳（当選時）。無所属で 3 回目の当選。飲食業（元）鳥羽高 P T A 会長・答志町和具町内会長。答志町）、菅島が木下為一議員（61 歳（当時）。無所属で 2 回目の当選。釣りいかだ業・市副議長（元）町内会長・近鉄社員。菅島町）となっている⁷⁷。

続く 2015 年 4 月 26 日に行われた鳥羽市議選では 1 議席減ったが 14 議席中 2 議席が離島関係者であり、浜口議員（66 歳（当選時））と橋本議員（69 歳（当選時））両名とも前回から引き続き当選している⁷⁸。

このように、四つの離島関係者がすべて同時に議員になっているわけではないが、離島の視点を市議会に直接反映できる可能性が広がることは重要である⁷⁹。

それではこういった構成は現在だけのものなのであろうか。『鳥羽市史 下巻』によると、「歴代市議会議員一覧表（第 5 期（1967 年 5 月 1 日～1971 年 4 月 30 日）－第 10 期（1987 年 5 月 1 日～1991 年 4 月 30 日）」が示されている⁸⁰。

各期の市議会議員定員数の中に離島関係者が含まれる内訳を見ると、第 5 期定員 30 名中 7 名（坂手町 2 名、菅島町 1 名、答志町 2 名、桃取町 2 名）、第 6 期定員 30 名中 9 名（神島町 1 名、坂手町 2 名、菅島町 1 名、答志町 3 名、桃取町 2 名）、第 7 期定員 30 名中 8 名（神島町 1 名、坂手町 2 名、菅島町 1 名、答志町 3 名、桃取町 1 名）、第 8 期定員 28 名中 6 名（神島町 1 名、坂手町 1 名、菅島町 1 名、答志町 2 名、桃取町 1 名）、第 9 期定員 26 名中 6 名（神島町 1 名、坂手町 1 名、菅島町 1 名、答志町 2 名、桃取町 1 名）、第 10 期定員 24 名中 5 名（神島町 1 名、坂手町 1 名、菅島町 1 名、答志町 2 名、）となっている。

これらの内訳から読み取れることは、離島関係者が必ず議員になっており、第 6 期は約 3 分の 1 を占め、更に 4 離島（答志島の 2 つの地区も含む）から全て当選していることである。

これは鳥羽市の 4 離島島民の政治意識の高さの表れと読み取ることができるかもしれない。但し、本稿ではこの点について詳細な検討を加える余裕はないため、ここの部分については今後の検討課題としたい。しかし、このようなからくりに至る理由は鳥羽の戦後地方自治史から読み取ることも可能であるため、この点については紹介したいと思う。

② 合併以後

⁷⁶ 三重県総務部地方課編『三重懸町村合併誌』（三重県総務部地方課・1959）、729-743 頁。坂手村は 1942（昭和 17）年 6 月 10 日に鳥羽町に編入されている。

⁷⁷ 議員のデータは、中日新聞朝刊三重総合 2011 年 4 月 25 日、9 頁。

⁷⁸ 中日新聞朝刊三重総合 2015 年 4 月 27 日、9 頁。

⁷⁹ このよう離島から議員が選出される理由の一つは、鳥羽市の人口 20508 人中離島地区人口 3759 人（2014 年 10 月末日現在）と約 5 分の 1 が島民で占められているからかもしれない。

⁸⁰ 鳥羽市史編さん室編『鳥羽市史 下巻』（ぎょうせい・1991）、372-374 頁。

鳥羽町、加茂村、長岡村、鏡浦村、桃取村、答志村、菅島村、神島村が合併し、その区域が鳥羽市となったことは先述したが、先の系譜はここに起源を遡ることができる⁸¹。

因みに、合併時の人口（1950（昭和25）年10月1日国勢調査調）は、鳥羽町11117人、加茂村5474人、長岡村3808人、鏡浦村2734人、桃取村1630人、答志村2996人、菅島村1145人、神島村1318人、計30222人である。

各町村長による1954年2月1日からの会合協議の結果、6月1日に鳥羽地区八か町村合併促進協議会が設置され、そこで11月1日に鳥羽市が発足するわけだが、その際、いくつかの合併条件が交わされている⁸²。そこには、庁舎の位置、各町村の旧役場を戸籍・配給などの窓口業務を行う支所として使用すること、旧町村の全財産の新市への帰属などが示されているが、議員任期と定数については、「町村合併促進法の任期特例により、昭和30（1955）年4月22日まで旧町村議員定数の合計とし、任期満了後のつぎの選挙は旧町村を単位とする小選挙区制（定数30人）。教育委員会委員も同様に任期・定数を特例とする。農業委員会は各町村毎に設置」と「各町村三役は昭和30（1955）年3月31日まで市参与として残置、職員は新市に引き継ぐ」という条件が示されている⁸³。

議員定数に関する当時の公文書を見てみると、具体的な法条文や定数などがわかるので参照してみることにする。各町村議会に提出された議案「鳥羽町、加茂村、長岡村、鏡浦村、桃取村、答志村、菅島村、神島村の合併後の新市における議会の議員の任期、定数に関する特例について」では、例えば、鳥羽町の議案内容（1954（昭和29）年9月9日提出・可決）を見てみると、「本町と志摩郡加茂村、長岡村、鏡浦村、桃取村、答志村、菅島村、神島村との協議により合併後における議会の議員の任期、定数に関する特例については町村合併促進法第九条第一項第一号によるものとしその期間を次のとおり定めるものとする」と記され⁸⁴、1955年4月22日（期間満了の日）前30日以内に一般選挙を行うことも示されている⁸⁵。更に、その一般選挙の定員30人の「選挙区は公職選挙法第十五条第五項により旧関係町村単位にこれを設ける」とされ、定員数は第一区（旧鳥羽町）10人、第二区（旧加茂村）5人、第三区（旧長岡村）3人、第四区（旧鏡浦村）3人、第五区（旧桃取村）2人、第六区（旧答志村）3人、第七区（旧菅島村）2人、第八区（旧神島村）2人という内訳が示されている⁸⁶。

この合併条件の残滓を実は『鳥羽市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和31（1956）年6月29日条例第20号。最終改正：平成18（2006）年9月29日条例第37号）』から読み取ることができる。現行条例の附則部分である。ここには、「1 この条例は、公布の日から施行し、鳥羽市に設置されている鳥羽、加茂、長岡、鏡浦、桃取、答志及び菅島の各農業委員会を廃し、これを統合して新たに設置された鳥羽市農業委員会の最初に行われる選挙による委員となる者の選挙から適用する。2 旧鳥羽町、旧加茂村、旧長岡村、旧鏡浦村、旧桃取村、旧答志村並びに旧菅島村の区域毎に適用のそれぞれの農業委員会の選挙による委員の定数条例は、これを廃止する。」という規定がある。

ところで、合併条件における議員定数に話は戻るが、町村合併促進法9条1項に基づき、1955年4月30日までは合併時の町村議員126名全員での構成になった。それぞれ自治体の議員定数の内訳は、鳥羽町26人、加茂

⁸¹ 『鳥羽市史 下巻』、322-329、368-370頁。

⁸² 『鳥羽市史 下巻』、327-329頁に示される「合併までの経緯」では合併以前の町村が合併へ至るまでの経緯が年表形式で示されている。その年表によれば、答志村以外の町村は、一番早くても1954年1月10日、菅島村役場で村議会議員が合併につきその必要性を協議し対策委員を選出している。そして、それ以後他の町村でもそれぞれの協議がスタートする形になっているが、答志村は前年の1953年10月20日に答志村役場にて団体役員、教員、部落代表が「合併につき協議その必要を全員認め啓発に努めることを協議」したと示されている（328頁）。ここの部分は今後詳細な検討が必要になると思われるが、答志村の村民たちの合併意識の高さや連帯性をもしかすると読み取ることができる部分かもしれない。

⁸³ 『鳥羽市史 下巻』、325頁。

⁸⁴ 『市町村廃置分合告示 三重県 自昭二九・一〇・一五至 〃 一一・一』（国立公文書館所蔵）所収の鳥羽市内資料。

⁸⁵ 『市町村廃置分合告示 三重県 自昭二九・一〇・一五至 〃 一一・一』所収の鳥羽市の「(十) 市議会議員一般選挙執行の関係」

⁸⁶ 『市町村廃置分合告示 三重県 自昭二九・一〇・一五至 〃 一一・一』所収の鳥羽市の「町村合併促進法施行に伴うもの ○議会議員の関係」の部分。

村 16 人、長岡村 16 人、鏡浦村 16 人、桃取村 12 人、答志村 16 人、菅島村 16 人、神島村 12 人である⁸⁷。1955 年 4 月 8 日、小選挙区制で市議会議員選挙が実施されるが、その内容は 1954 年 7 月 24 日開催の第二回町村合併協議会における決定である。そこには、「二、議会議員の選挙区について 小選挙区制を採用する。選挙区は旧関係町村単位にこれを設ける。これに各二名の固有議員定数を配し、爾余十四を人口別段階によって配する」とされ、鳥羽 10 名、加茂 5 名、長岡 3 名、鏡浦 3 名、桃取 2 名、答志 3 名、菅島 2 名、神島 2 名となっている（計 30 名だから約 3 分の 1 が離島）⁸⁸。因みに、当時の各町村の人口は全体で 30264 人、内訳は鳥羽町 11142 人、桃取村 1636 人、答志村 3001 人、神島村 1382 人、菅島村 1178 人、加茂村 5483 人、鏡浦村 2798 人、長岡村 3644 人である⁸⁹。

その後の 1958 年 1 月、市議会議員選挙（1 市 1 区の大選挙区制）に改正されることになり、第三期の市議会議員選挙（1959 年 4 月 30 日）から実施されることになる。昭和 40 年代以降、定数削減が議論され、最終的に現在の 14 議席という形になる（鳥羽市議会議員定数条例（平成 12（2000）年 3 月 30 日条例第 17 号。最終改正：平成 23（2011）年 3 月 10 日条例第 3 号））。

③ 小括

合併後の選挙において、選挙区が旧町村毎に設けられたことから、各離島民の意向はそれぞれの区から選出された議員を通じて議会に反映されていたことが予測される。

八丈島と異なる点は（宇津木の村民総会といった日本で唯一の事例との比較はさておき）、五点ある。

まず一点目。鳥羽は合併直後、各旧町村議員全員が議員になっており、離島出身の議員は 126 人中 56 人（約 44%）であった。それに対し、八丈村は選挙が行われ 26 名中 1 名のみが小島出身者であった（約 4%）。

二点目。八丈町が第二期の町議選挙から 1 島 1 区制を採用したのに対し、鳥羽市はもう一期後の第三期市議選から 1 市 1 区制を採用したことである。この点、この 1 期の差がどの程度違いをもたらしたのかは今後検討しなければならないであろう。

三点目。八丈小島からは二期以降無人島化に至るまで議員どころか立候補者すら出ていなかったのに対し、鳥羽市の離島の場合、安定して離島出身者が立候補・当選し、2011 年までの議員定数の内、3 分の 1～5 分の 1 が常時、離島出身者であったという点である。その構図は議員定数が削減された後も変わっていなかったが、現在は 7 分の 1 になっている。それでも、二人の離島出身者がおり、その中の一人、浜口議員は 2015 年 5 月 15 日、新議長に選ばれている⁹⁰。

四点目。離島地区ではない議員の意識。中日新聞が立候補者に行ったアンケート（セールスポイント、公約や公約実現に向けた具体的な施策）で、答志町出身の浜口議員は「公約実現に向けた具体的な施策」の一つとして「市営定期船事業への助成」をあげているが、離島地区からではない戸上健議員も「離島を結ぶ架橋の実現」をあげていた点も一つのポイントとしてあげることができるかもしれない⁹¹。この点、南海タイムスの当時の新聞記事を読む限りにおいては、八丈島の議員らが小島政策を公約として挙げていたのかは不明である。10 年間の議会事録で扱われた項目もあまり多くないのは先に示した通りである。

五点目。離島の有権者数。離島からの候補者が 1 人減り 2 人になった 2015 年市議選において、ある陣営関係者が「離島を制す者は選挙を制す」と口にしてるように、有権者 17000 人余中 3200 人（全体の 19%）を占める離島票は内陸の候補者も無視することはできず、立候補者 17 人のほとんどが離島での遊説を予定していたという⁹²。このことは、1 市 1 区制であっても離島が声をあげそれを市政に反映させることを難しくさせるものではなく、1 島 1 区制になった瞬間、票数を確保できなくなってしまった八丈小島の事例と決定的に異なるものである。

以上から、鳥羽市の事例は現在も離島民の要望が現在も議員を通じて議会に反映されやすい可能性を示してい

⁸⁷ 『市町村廃置分合告示 三重県 自昭二九・一〇・一五至 〃 一一・一』所収の鳥羽市の「3 町村議会議員」の部分。

⁸⁸ 『鳥羽市史 下巻』、369 頁。

⁸⁹ 『鳥羽市史 下巻』、326 頁。

⁹⁰ 中日新聞朝刊三重版 2015 年 5 月 16 日、22 頁。浜口議員は三期目で監査委員や副議長などを歴任している。

⁹¹ 中日新聞朝刊伊勢志摩版 2015 年 4 月 22 日、16 頁。

⁹² 中日新聞朝刊三重版 2015 年 4 月 23 日、22 頁。

と考えられる（無論、離島の状況（鳥羽市の離島は内海で八丈島・八丈小島は外海）が異なるので一概には言えないが……）⁹³。

（3）町村合併促進法 9 条について

以上の比較検討を通じて、繰り返し登場した言葉、町村合併推進法 9 条がある。先にも示したようにこの条文自体が議員の任期、定数に関する特例規定であるため、本章の内容に関係するものとして考察することも重要であるとする。

町村合併促進法（法律第二百五十八号（昭和二八年九月一日））とは、「町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に促進し、もつて町村における地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的」とするものである（1 条）。

それでは、本題である 9 条の条文は以下に示すことにしよう。

9 条 1 項

町村合併の際合併関係町村の議会の議員で当該合併町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期限に限り、引き続き合併町村の議会の議員として在任することができる。この場合において町村合併の際に当該合併町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条⁹⁴の規定による定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

一 新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後一箇年をこえない範囲で当該協議で定める期間

二 他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

9 条 2 項

⁹³ また、これらの考察の正しさを実証するには、議員自体が議会で積極的に離島民のための発言やルール作りに関わっていることが必要になる。彼らの意見がどのように先述の条例やその他の点に反映されているのかという点である。従って、こちらも今後の検討課題としてあげられる。

また、鳥羽市には離島が 4 島存在するため、現在の離島出身議員が出身の島のためのみに行動しているのか、4 島全体のために行動しているのかも考察する必要があるだろう。

⁹⁴ 地方自治法 91 条は以下の通りである。

「第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

3 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

4 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

5 第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

6 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

7 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

8 第五項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。」

合併町村においては、地方自治法第九十一条第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。但し、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

一 新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間

二 他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

9条3項

前項の規定は、第一項の協議が成立した場合には適用しない。

9条4項

第一項又は第二項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

この条文が認められた趣旨は、第一に、職を失う議員への配慮にある。要するに、「町村合併に際し、合併を議決すべき町村の議会の議員が、町村合併の結果、その職を失うこととなるため、心理的に合併に対して消極的となることがあるので、その懸念を除去すること」である⁹⁵。

第二に、新町村建設計画と合併前の各関係町村議員との関係。要するに、「今後の町村合併は、従前のように、只合併するだけでなく、合併後の町村の建設に関する詳細な計画を定めた上で行われる」ものであって、この新町村建設計画を定める主体が合併前の各関係町村の議員であることから、「関係町村の希望事項が、この計画に織込まれるので、その誠実な実施を担保するためにも、新町村の建設を、その作成者自身の責任において或る期間行わしめることが適当である場合もあり得ると考えられたこと」にもよる⁹⁶。

第三に、任意選択規定。「新町村として発足する場合はすべて気分を一新する方がよいと考えられる場合もあり得ることが考えられるので、本条の規定は任意選択を認めており、合併関係町村の協議によって本条の特例を援用するも、また地方自治法本来の建前によるも差支えないこと」となっている⁹⁷。

この点、当該法9条は、二つの特例型を設けており、第一の型が、従前の議員をそのまま合併町村の議員とするもの(1項)、第二の型が選挙を行い、定数を地方自治法の規定の二倍まで増加可能とするもの(2項)である。

八丈町は、第一次合併時は第二の型、第二次合併時は第一の型を協議により採用し、鳥羽市は第一の型を協議により採用したことになる。

以上の整理から、①合併町村の任意選択という限定付だが、町村合併促進法9条自体が弱小町村に配慮する規定となっていること、②そして、八丈町にしても鳥羽市にしてもこの9条の型を協議の上採用した結果、議会を通じて旧町村の声を反映することが可能となったことが理解できた。しかし、③この時点で、直接民主主義的な村民総会を行っていた宇津木村はその法システムから除外されてしまったという点も理解できる。

8 おわりに

以上、八丈小島無人島化に至る経緯から、行政や議会の関わり合いについて検討してきた。本稿では、従来の過疎化や無人島化に至る要因として真っ先にあげられるインフラ整備の問題についても、先行研究と対比させながら公文書などの現地資料を通じて読み解いてきた。特に、従来あまり検討されていないがそのきっかけを作ったかもしれない要因の一つとして、出張所が廃止された点と選挙区が1島1区制に改定された点にあるのではな

⁹⁵ 林忠雄『町村合併の諸問題と町村合併促進法：逐条解説』、141頁。

⁹⁶ 林忠雄『町村合併の諸問題と町村合併促進法：逐条解説』、141頁。

⁹⁷ 林忠雄『町村合併の諸問題と町村合併促進法：逐条解説』、135頁。

いかと推測し考察してきた。詳細は論文の中で書いたのでここでは論じないが、出張所が廃止されず、選挙区が全島一区という形でなければ、小島島民たちの声も少なからず反映され、他の伊豆諸島の島々のように、現在も小島の貴重な歴史や文化が受け継がれ続けていたのではないかと思わずにはいられない。無論、この二つの要因が全てであるわけではないが……。

しかし、このような整理から今後考察しなければならない論点はまだまだたくさんある。実際、町議会が請願を採択した後の南海タイムスの記事に興味深い内容が示されていたので、今後の検討課題にするために以下に引用したい⁹⁸。

小島の土地を放棄し、国が町の財産にしない限り、一たん移住してまた戻ることも予想され、同じ結果を繰り返ささないか、それに無人化した島の将来をどう管理するかなどあるが、離島の後進性を除いて、人並みの生活をと、制定された離島振興法は、今年で丁度十四年目を迎えたが、まだその恩恵に浴さない全国離島の一つのケースとして、小島全員引揚げ問題は注目される

ここの部分は、①国有化という手段を用いて島民の居住移転の自由（憲法 22 条）を制限する案、②生存権や教育を受ける権利など憲法に示される社会権規定と離島の関係、③憲法と離島振興法の関係、④当時の離島振興法の恩恵を受けられる離島振興指定地域を確定する線引きなどの問題といった、現在も検討すべき論点が多々潜んでいる。

また、他の資料では、小島の人々の収入源が様々な悪条件が重なった結果失業対策事業の日雇になっていること、そして、八丈町や都が小島に支出している 40 年度の金額 2777 万 7 千円（内、八丈町支出金 432 万円）の内、教育費用 2045 万 8 千円（教職員（小学校 7 人と中学校 12 人）費 1839 万 6 千円と学校管理費 206 万 2 千円）で 7 割強、連絡船・航路費用が 1 割弱（連絡船建造費 160 万円、航路運営費 59 万 4 千円、航路補助分 4 万円）、失対費・生活保護費が 2 割弱（失業対策費 431 万円・生活保護費（7 世帯）60 万 1 千円）、その他（事務連絡費 2 万 4 千円と通信関係費 15 万円）と示されている⁹⁹。この内訳をみる限り、教育費用に大部分が割かれているわけだが、このような財政支出が果たして適切なのか、やはり憲法上の人権と経済学的考察を結びつけて検討する必要がある（無論、子どもたちの教育を受ける権利を否定する意味ではない）。

引き続き、これらの論点を詳細に検討していく予定であるがこれらの研究が、現在の様々な有人離島や本土の過疎化地域が抱える問題に対する一助になればと思う。

謝辞（敬称略）

本稿を書く上で、直接的なやりとりから電話・メールでのやりとりも含めて以下の方々や施設にお世話になった。この場を借りて改めてお礼を言わせて頂きたいと思う。

伊藤宏、菊池政邦夫妻、笹本直衛、菅田正昭、国立公文書館、東京都公文書館、八丈町役場、八丈町議会事務局、八丈町教育委員会、八丈島歴史民俗資料館、ふるさと塾、南海タイムス社、鳥羽市役所企画財政課企画経営室、島の旅社、種子島観光協会。

その他、資料を調べている間、お茶を出して下さったり、資料の持ち運びなどお手伝いをして下さった方々、名前はわからないがこれらの方々にも感謝したい。

⁹⁸ 南海タイムス 1966 年 6 月 26 日 1306 号。

⁹⁹ 東京都八丈町『昭和 41 年小島地区実態調査』。澤田裕之「東京都八丈小島における経済活動と集落」は、失業対策事業が島民たちに安定した現金収入をもたらしたというメリットがあったとする反面、「しかしそれへの従業が他の生産活動への従業時間を奪うことになり、人口流出に伴う労働力不足とともに島の産業の停滞ないし衰退の一因となった」という分析をしている（30-31 頁）。また、松平信久「全村離島とその住民意識—経済成長期初期における一島嶼の事例から—」は、「……島民にとって重要な現金収入の途となっていたのは失業対策事業である。これにはほとんどの成人男性が参加した……」とあり更に「高齢の夫婦、一人暮らしの人たちは生活保護費受給者となっていた」という記述がある（161 頁）。

現地調査について

本稿に記した、答志島調査は2014年1月5日 - 7日と2月15 - 16日と計2回、馬毛島のある種子島調査は2015年1月4 - 7日に計1回行っている。また、八丈島調査に関しては2010年から現在に至るまで少なくとも10回近く訪問している。

海の覇者・九鬼水軍と九鬼嘉隆

—志摩・鳥羽を照らす歴史的遺産への視座—

十名 直喜

1 はじめに

人間の歴史は、まず海辺に始まったといわれる。とりわけ、1 万年以上にわたり、豊かな海に育まれた縄文時代を持つ日本列島には、海辺の文化遺伝子が今も息づいている。

暮らしの基礎を海と海辺に置く人々は、海族、海賊、水軍などと呼ばれてきた。海賊、水軍などは、陸の政治や経済との関係が濃厚になり断ち切れなくなってきたからの、海の暮らしの呼称といえる¹⁰⁰。その水軍へと筆者を誘ったのが答志島であり、志摩・鳥羽地域の水軍に光をあてたのが小論に他ならない。

答志島は、鳥羽港の北東 2.5 km に位置する鳥羽市「最大」の島である。鳥羽市から 2 km と近く、離島のイメージではない。面積 6.98 km²、周囲 26.3 km、人口 2379 人 714 世帯（2010 年国勢調査）から成る、「小ぢんまりした」島で、便も良い。

答志島は、江戸時代に、大阪から江戸への物資輸送の中継基地として発展した。中世から近世にかけて、物流の拠点としての重要性は特に大きなものがあつたとみられる。

産業・地域システム研究会のメンバーと一緒に、小生が初めて答志島を訪れたのは、2014 年 1 月 6-7 日のことである。答志島は、独自の伝統文化と地域振興が結びつき、過疎化の進行も比較的穏やかとなっていて、近年注目を集めている。そうした状況を、現地で確かめたい。そのような思いで、訪れた。「島の旅社」などでの聞き取り調査は、そうした問題意識に応える、実に興味深いものとなった¹⁰¹。

他方、島内を散策するなかで出会った、小高い山の丘に鎮座する九鬼嘉隆の「首塚」と「胴塚」も、衝撃的であった。答志島は、「海賊衆」の戦略的拠点として使われたが、九鬼嘉隆の最期の地として知られる。「戦国最強の水軍大将」と称されるなど、この地が生んだ最大の偉人・九鬼嘉隆、その海に馳せたロマンやグローバルな活躍、そして非業の自刃など劇的な生涯に思いを馳せた。

九鬼嘉隆は、「戦国最強の水軍大将」とも称されるなど、三重県の誇る歴史上の巨人である。鉄甲製の巨船をつくり、それでもって瀬戸内海を支配した村上水軍を撃破したことは、有名である。最近注目され、テレビでも何回か取り上げられた。

海洋とくに日本列島近海のもつ意味が現代よりもはるかに大きかった中世・近世において、一代にして海の覇者に躍り出たのが、九鬼嘉隆である。そして、九鬼水軍に代表される志摩水軍の軍事力と流通ネットワーク力を全国に知らしめた。

戦国時代には、家柄や伝統を踏み越え実力で成り上がってゆく人間が、随所に出現した。その典型は秀吉であるが、その海版いわば海における成り上がりの代表といえ九鬼嘉隆をいって他にはあるまい。九鬼嘉隆は、NHK 大河ドラマのテーマにもなりうる歴史上の逸材とみることができる。

鉄甲製の巨船をつくりだした造船技術と冶金技術は、何処でどのように発達したのか。彼の偉業とそれを産み出した志摩・鳥羽地域の風土と産業システムに注目したい。むしろ、それを歴史的・文化的な資産として、ブルーツーリズムの視点から捉え直すことはできないか。小論は、そうした思いのなか、まとめたものである。

¹⁰⁰ 高野澄[2012]『歴史を変えた水軍の謎』祥伝社、4-5 頁。

¹⁰¹ 十名直喜[2014]「答志島「島の旅社」でのヒアリング記録（上）—固有の資源・文化を生かした人・地域づくり—」産業・地域システム研究会『離島と大都市にみる産業・地域振興の現状と課題—答志島（鳥羽市）と東大阪の比較研究とダイナミズム—』名古屋学院大学総合研究所、Discussion Paper No.104。

2 九鬼嘉隆による志摩の統一と水軍

2.1 九鬼嘉隆による志摩地域の統一

歴史に突如出現し消えた九鬼水軍とその謎

戦国時代に、「九鬼水軍」として名を馳せた九鬼嘉隆は、織田信長と石山本願寺との第2次木津川口での戦いや、豊臣秀吉の朝鮮出兵における船大将として活躍したことで知られている。

しかし、九鬼嘉隆に関する資料は少ないため、文献学史上、本格的な研究も少なく、大半は地元委ねられてきた。九鬼嘉隆の後継、守隆亡き後の相続争いにより、江戸幕府の仲介を受けることとなり、鳥羽藩から摂津国三田、丹波国綾部に分断されるに至る。江戸時代に入り鳥羽から離れざるを得なくなったことも、関連資料が散逸して少ない要因の1つとみられる。

志摩地域への九鬼氏の進出

九鬼氏は、初代隆良の代に、紀伊国牟婁郡九鬼浦から志摩国英虞郡波切村に移り住んだ。天文年中（1532～55年）の4代泰隆の代に、志摩国賀茂郡岩倉村の田城に城を築き、そこに拠点を移した。

九鬼嘉隆は、天文11年（1542年）、定隆の二男として生まれた。その後、定隆が亡くなると、兄の浄隆が後を継いだ。嘉隆が生まれた頃の志摩には、「志摩13地頭」「嶋7党」と呼ばれる勢力が各地区に闊歩していた。九鬼氏は、加茂地区の田城を居城とする1勢力に過ぎず、これらの勢力と抗争を繰り返していた。

当時、志摩地域では、「嶋衆」と呼ばれる土豪衆が「一揆」と呼ばれる地侍たちの地域的な連合組織を有していた。「寛政譜」には、「7党の徒」が北畠氏の援軍を得て、九鬼氏の田城を攻撃したことが記されている。

「7党の徒」が、援兵を伊勢国司・北畠に借り、しばしば田城を攻めた。ところが、浄隆が某年6月4日陣中で没した。そこで澄隆が後を継ぎ、叔父・嘉隆と防戦したが、城を捨てて朝倉岳に逃れた¹⁰²。

信長配下で九鬼嘉隆の志摩平定

嘉隆は、田城を追われた後、安濃津に退き、織田信長の家臣であった滝川一益を介して、信長につかえるようになったと伝えられている。信長の配下となった嘉隆は、永禄11年（1568年）、北畠氏に請い、志摩の地頭衆に降伏するように通達するが、それに従わなかった浦豊後を攻撃して、豊後を滅ぼしている。これにより、浦氏は嘉隆の支配下に入るようになった。

永禄12年には、嘉隆と対抗していた小浜の小浜景隆を退け、嘉隆は志摩北部の大半を手中にした¹⁰³。

2.2 志摩水軍の活躍と役割

（小浜氏と千賀氏にみる）志摩水軍とその活躍

なお、小浜氏は、後に武田氏に属し、さらに武田氏の滅亡後は徳川家康に従うなど、水軍として活躍した。「寛政譜」によれば、小浜氏は現在の伊勢国小浜（鳥羽市小浜町）を領し、1571年に武田信玄の招きにより甲斐国に赴き、335貫文を知行し、勝頼より3千貫文を与えられたとある。これは、武田氏の家臣団の中では、第2クラスの旗本・諸役人クラスの知行に相当し、かなり優遇されたものであった。

小浜氏は、九鬼嘉隆の伸長により、小浜の地を離れたとされているが、伊勢と清水間の往来船2艘文の諸役免除の特権を与えられていることから、志摩に依然とそして根拠地を有していたという指摘もある。天正12年（1584年）の長久手の戦いでは、織田信雄・徳川家康方につき、伊勢の生津・村松で、嘉隆と戦い戦功をあげ、家康から賞賛されたとある。

千賀氏は、志摩国千賀（現鳥羽市千賀町）に本拠を置いていたが、九鬼氏に追われ、知多に本拠を移したとされる。

「千賀系譜」によれば、為親の代になると、家康に従い、船奉行となり、朝鮮出兵の際も、肥前名護屋城に赴き、兵糧輸送奉行をつとめた。慶長5年には、上杉景勝攻撃に参陣していたところ、嘉隆が知多に侵入したため、

¹⁰² 鳥羽市教育委員会編集[2011.3]『九鬼嘉隆―戦国最強の水軍大将』、25-6頁。

¹⁰³ 『九鬼嘉隆―戦国最強の水軍大将』、26頁。

急きょ帰国して戦った。その戦功により、知多の1,500石を与えられ、家康の三河・尾張での御座船役を務めたという¹⁰⁴。

戦国期における水軍の経済的役割

戦国大名は、なぜ（小浜氏や千賀氏のような）水軍を招致したのか。「海賊衆」と言われた彼らは、海上輸送や東西間の遠隔地の取引商人という側面も有していたからである。大名にとって、海上・河川交通や商品流通のネットワークを両地支配の一環に編成し、兵糧の確保を敏速に行うには、海賊衆の力が必要であったとみられる¹⁰⁵。

2.3 九鬼嘉隆をめぐる多様な像と評価

志摩統一にみる九鬼嘉隆の時代的感覚と実力

志摩国では「7島党と13人衆」が支配していたが、1468年以降、100年間は新陳代謝も激しかった。九鬼嘉隆は、そうした紛糾をきわめた当時の状況下で、志摩を統一していった。

『志摩軍記』は、「史実に薄いと思える」¹⁰⁶との評価もあるが、志摩統一の舞台裏が描き出されている。

兄澄隆の推薦で1560年に磯部の地頭となった嘉隆は、国司北畠に接近し、その御教書を奉じたと称して、兄の澄隆および女婿の鳥羽主水と謀り、志摩平定に着手した。やがて、一応の志摩統一ができると、嘉隆は1568年、女婿・鳥羽主水をそそのかせて、波切城を攻略させ、兄澄隆を滅ぼす。さらに、主水を不義者として襲った。「自分の野望のためには肉親も犠牲にする」という「戦国武将の典型的非情さ」もみられる。それはまた、「九鬼氏悲劇開幕のベル」にもなったという¹⁰⁷。

しかし、上記の通説には不明な点も多い。兄・澄隆の没年については、天正2年と天正10年の説があり、鳥羽市河内町に残る澄隆の墓とされる墓碑には、天正10年と刻まれている。天正10年（1580年）といえ、信長が本能寺の変に倒れた後である。嘉隆も、織田水軍の将として名を馳せていた時期でもあり、その段階で暗殺する必要があったのか疑問が残る。

いずれにせよ、九鬼嘉隆が時代を的確に把握し、中央より遠い僻地で得意とする水戦を巧みに時代に適合させていったことは、事実である。何が、それを可能にさせたのか。それは、嘉隆が新興の信長と提携し、旧勢力の北畠と決別したことにある。「時代的感覚と実力は大きく評価されねばならない。…具眼の士といえる。」¹⁰⁸との評価もみられる。

数説から浮かび上がる嘉隆像

志摩統一から伺える九鬼嘉隆像は、多様な側面を有し、諸説に分かれる。

時に肉親を犠牲にし、対外的には政戦両路を巧みに併用して、志摩の土豪を平定した。かつての主君・北畠氏に見切りをつけると、新興の織田氏に与し、いわゆる下克上の時代の思想をそのまま行動に表して行った。そのような嘉隆像が浮かび上がってくる。

全国的にみると、戦国の群立割拠が頂点に達し分裂的傾向が漸減し、急進的統一力が次第に加わってきたのが、元亀天正（1570-93年）¹⁰⁹の時代様相であった。その思想に乗じて胆略を最高度に発揮し、また発揮できたところに、嘉隆の幸運と才能があったとみられる¹¹⁰。

¹⁰⁴ 『九鬼嘉隆—戦国最強の水軍大将』、24頁。

¹⁰⁵ 『九鬼嘉隆—戦国最強の水軍大将』、24頁。

¹⁰⁶ 鳥羽市[1991]『鳥羽市史（上）』283頁。

¹⁰⁷ 『鳥羽市史（上）』280頁。

¹⁰⁸ 『鳥羽市史（上）』279頁。

¹⁰⁹ 「元亀」は1570-72年、「天正」は1572-92年（ユリウス歴）。ただし、「文禄」に改元された天正20年12月8日は、グレゴリア歴では1593年1月10日。

¹¹⁰ 『鳥羽市史（上）』284頁。

3 九鬼水軍の編成と活躍

3.1 九鬼水軍の編成

九鬼嘉隆の歴史舞台への登場

九鬼嘉隆の名が歴史舞台に登場するのは、天正2年（1574年）の信長の長島一向一揆討伐の時である。

『信長公記』によると、「滝川一益、水野監物らと「安宅船」^{あたけ}を率いて参陣したことが知られる。天正6年には、信長の石山本願寺攻撃に参陣、史上有名な鉄板船を大湊で建艦、大坂表へ回航したことで知られる。…九鬼氏は信長の水軍として活躍するのであるが、信長滅亡後は、秀吉に付き、従五位下大隅守に任官、豊臣政権下で大名として鳥羽一円を治めるに至る。」¹¹¹

織田信長の命で水軍編成

九鬼嘉隆が、信長の傘下に馳せ参じたのは、永禄10年（1567年）のことである¹¹²。

その2年後の永禄12年（1569年）、信長は、北畠討伐のため5万の大軍を以て岐阜を發ち、具教の拠る伊勢大河内城を攻めた。嘉隆は、信長より海上警備を命じられて、北畠氏の臨海の城である松ヶ崎城・大淀城攻撃を海上から側面掩護し、敵将らを戦死させている¹¹³。

嘉隆の得意とする操舟術をもつての水軍の活躍が世間の注目を集めるようになったのは、この時からである。信長も、天下平定には海上制覇の必要性を痛感して、嘉隆に水軍編成を命じた。嘉隆はさっそく、大安宅船を伊勢の大湊で建造にかかるとともに、志摩水軍の編成に取り組み、志摩の地頭連に協力を要請した¹¹⁴。

信長の天下平定に立ちはだかる一向宗の理念とちから

織田信長の天下統一を最後まで妨害して譲らなかったのが、西の毛利氏と東から西に広く勢力を持つ一向宗の信徒たち（本願寺門徒）である。

加賀の国では、一向一揆のちからで室町幕府の守護を追放し、「百姓の持ちたる国」といわれるようになって1世紀も過ぎていた。その勢力は、加賀ばかりでなく越前や伊勢でも強く、近畿を手中に収めていた信長にとっても、一向宗だけはなかなか平定できないでいた。

信長のスローガンは「天下布武」、すなわち武力によって天下に統一をめざすというものであった。一向宗は、武力として信長の天下統一を妨げるだけでなく、信長とはまったく異なる原理に立つ社会の実現を目指していた。加賀の国は、百年ものあいだ「百姓」の力で運営されていた¹¹⁵。

長嶋一向一揆と九鬼水軍

一向宗と信徒たちは、信長自身もめざすところの新しさを見せるなど、信長に対抗する勢力となっていたのである。尾張の長嶋（長島）の願正寺に依る一向宗徒が、まず信長の攻撃目標となった。

天正2年（1574年）7月、信長は伊勢の長嶋に兵を進め、嘉隆も水軍を率いて遠征した。一向宗の反抗（いわゆる長嶋一向一揆）は、反信長の本元である本願寺の後ろ盾があった。そのため物資も豊富で、木曾・揖斐・長良の中州に立て籠る一揆勢には、陸上攻撃が至難であった。信長も、4年前の元亀元年（1570）から手を焼いていたところである。

そこで、『信長公記』にもうかがえるように、嘉隆は、大安宅船を敵の願証寺本陣に最も近い浅瀬まで接近させ、大型の長鉄砲で城門を打ち破り、勝因をつくった一番槍の功名を立てたのである。

天正4年夏、紀伊新宮堀内氏善が領地拡大をはかると、信長は氏善鎮圧を嘉隆に命じた。嘉隆は、水軍をもつ

¹¹¹ 『鳥羽市史（上）』278頁。

¹¹² 『鳥羽市史（上）』281頁。

¹¹³ 『鳥羽市史（上）』282頁。

¹¹⁴ 『鳥羽市史（上）』282頁。

¹¹⁵ 高野澄[2012]『歴史を変えた水軍の謎』祥伝社、235－6頁。

て海上から長鉄砲を射かけ、暫時にして堀内勢を潰走させたのである¹¹⁶。

3.2 鉄甲船を駆使して水軍の覇者へ

―村上水軍を撃破した第2次木津川口の戦い―

織田信長と石山本願寺・毛利連合軍との戦い

信長にとって、長嶋願正寺の門徒との戦いは、その本拠である摂津（大阪府）石山の本願寺との戦いの前哨戦であった。石山本願寺のあった地域は、後に秀吉が建てた大阪城とほぼ一致しており、守るに易く攻めるに難い天然の要塞という条件を備えていたとみられる¹¹⁷。

そこに、(信長によって京都から追放された) 室町幕府最後の将軍・足利義昭の工作によって、全国の一向宗の勢力と毛利氏の軍勢を合わせて、石山本願寺を応援するという戦略が始動した。その緒戦となったのが、いわゆる第1次木津川口の戦いである。

天正4年（1576年）、石山本願寺への兵糧搬入を目的とする毛利水軍・小早川水軍・村上水軍を中心とする瀬戸内の水軍戦力と、それを阻止せんとする織田方の水軍戦力が、大阪木津川河口で激突した。毛利方の水軍が使用する焙烙玉や雑賀衆が使用する焙烙火矢の前に、織田方の水軍は壊滅的な打撃を受け、石山本願寺への兵糧搬入を阻止することはできなかった¹¹⁸。

鉄張の大安宅船6艘の建造

嘉隆が、一世一代を賭けた大海戦を行い、九鬼水軍の名を天下にとどろかせたのは、天正6年（1578）、35歳の時のことである。

大阪の石山本願寺との抗争である木津川口の戦いで大敗した信長は、本願寺攻略の方策をたてた。本願寺を支援する毛利の船団を打ち破るには、強大な軍艦と水軍が必要である。そこで、長島攻めに殊勲を立てた嘉隆の水軍に期待をかけ、嘉隆に大安宅船6艘の建造を命じた。

嘉隆は、みずから設計し、日本一の大湊の船匠に、鉄張船6艘を造らせた。伊勢の大湊は、神功皇后の新羅出兵の際に大船数隻を建造したという伝承をもち、永禄年間には武田信玄、元亀年間には北条早雲が軍船を造らしめるなど、その造船技術の優秀さは全国的に知れわたっていた¹¹⁹。

この大湊で、細密な考慮を要してできあがった大安宅船は、鉄装船6艘である。そのうち1艘は、将艦としてとくに大型とした。ほかに木造の戦艦1艘を造ったから、合わせて7艘で、各艦に大宝・長銃その他の武器を備え、他に各種の兵船200艘も造った¹²⁰。

雑賀船団との前哨戦

天正6年（1578年）、嘉隆は、50余艘の大船団を編成して鳥羽浦を出航した。ところが熊野灘を回ったところで、紀州の一向一揆の拠点であった雑賀浦において、嘉隆の本願寺攻略を遮るべく雑賀門徒衆の賊船500艘と遭い、大海戦を行い、九鬼水軍の大勝利となる。

50対500の不利な戦いであったが、敵船30余艘を分捕り、敵将を誅殺するなど、大湊建造の鉄張優秀船の威力と嘉隆の戦術采配のうまさ、勝利を導いたのである¹²¹。

信長の水軍観艦式

嘉隆の率いる戦艦が堺港に入ると、信長は、将艦を始め戦艦すべてが優秀なのを眼のあたりに見て大いに喜び、摩下水軍の観艦式を挙行了。配下に強力な水軍のあることを天下に誇示するとともに、敵方毛利水軍への示威

¹¹⁶ 『鳥羽市史（上）』285頁。

¹¹⁷ 高野澄[2012]、244頁。

¹¹⁸ 「第1次木津川口の戦い」Wikipedia

¹¹⁹ 『鳥羽市史（上）』285頁。

¹²⁰ 『鳥羽市史（上）』285頁。

¹²¹ 『鳥羽市史（上）』285-6頁。

も働いてのこととみられる¹²²。

この様子は、宣教師オルガンチノがルイス・フロイトに宛てたてた書簡（天正6年9月30日付）に記されており、嘉隆が建造した西洋式の大砲3門を備えた船が、当時としてはいかに異例であったかが伺える。ただし、鉄張りの「鉄装船」であったことについては、記述がなく、『多門院日記』で触れられている。

鉄装船は、横に7間、長さ12-3間と記され、船体主要部を鉄板で装甲した画期的な船であった。かなり巨大なものであったと考えられるが、長さ13間は幅に対して短小過ぎるため、伝聞の誤りか誤記であろうとみられている。鉄装船についての記述はこの文献のみであり、第2次木津川口の戦い後の鉄装船の消息については不明となっている¹²³。

毛利水軍を撃破して九鬼水軍の名を轟かす

天正6年（1578）、毛利水軍が堺浦沖に姿を現した。毛利方も、嘉隆方戦艦の精鋭なのを探知していたから、船団をいっそう強化し、兵船400艘・雑船数百艘、それに将兵八千余人の大船団であった。

嘉隆は、大艦7艘の実を出動させて応戦させたが、嘉隆の大鉄砲の威力はすさまじかった。このときも、雑賀船団との合戦と同じく、敵船を十分に引き寄せてから大砲・火矢のいっせいで猛攻を加えた。

当時であって、船の漕ぎ手と舵取りは、船の動力と制御に相当し、船軍の要をなしていた。漕ぎ手と舵取りをやられた船は、敏捷に動きまわれなくなり、兵力を生かせずに戦力が激減する。壇ノ浦の戦い（1185年）でも、船の漕ぎ手を狙って矢を射るという源義経の天才的な戦術によって、平氏の誇る水軍のちからが発揮できず、敗れるに至ったといわれている¹²⁴。

村上水軍などが得意としたのも、矢と鉄砲でまず漕ぎ手を圧倒し、行動の自由を奪ったところに焙烙玉を投げ込み兵が乗り込んでいくという戦法であった。

しかし、鉄装甲板の九鬼船は、毛利軍が火矢を放てども、漕ぎ手は防備され火事にもならず、毛利・河野・村上・浦・来島・能島・小早川の連合水軍は、わずかの合戦で潰走したのである。

これによって補給路を断たれた本願寺は、その後も2度にわたり毛利に援けを乞うたが拒絶され、天正8年2月に顕如上人もついに信長に和を請うに至る¹²⁵。

この毛利水軍を撃退したことは、日本国中に喧伝され、信長の天下統一が大きく前進するとともに、九鬼水軍の名を天下にとどろかせた¹²⁶。嘉隆は、志摩3万5千石の領主になり、鳥羽城の築城に着手する。その開始年代は定かでないが、天正13年前後と推定される。

鳥羽城は、四方を海に囲まれ、大手水門が海側を向いた全国的にも珍しい「海城」として知られる。しかし、現在の鳥羽城については、九鬼氏転封後の内藤氏の段階で近世城郭として整備されたという言い伝えがあり、城の様子を描いた絵図も、内藤氏以降のものしか確認されていない¹²⁷。

3.3 水軍大将としての活躍

秀吉下の水軍大将として出兵

天正10年、信長が本能寺の変でこの世を去ると、嘉隆は大きな後ろ盾を失い、再び戦国の荒波にのみ込まれていく。

秀吉の下で、水軍の大将になった嘉隆は、天正13年（1585年）、紀州の根来、雑賀・畠山など反秀吉勢攻略のため、水軍を率いて出征する。毛利・小早川の大藩の大名を抑えて、大将格としてであった¹²⁸。

天正15年には、蒲生氏郷、池田輝政らとともに、島津氏征伐のために出陣し、小西行長らと薩摩平佐城を攻撃している。出征の際の陣立書には、他の大名には軍役人数が示されているのに対し、嘉隆には「舟にて人数あり

¹²² 『鳥羽市史（上）』285頁。

¹²³ 『九鬼嘉隆—戦国最強の水軍大将』、26-7頁。

¹²⁴ 高野澄[2012]、131-2頁。

¹²⁵ 『鳥羽市史（上）』287頁。

¹²⁶ 『鳥羽市史（上）』288頁。

¹²⁷ 『九鬼嘉隆—戦国最強の水軍大将』、30頁。

¹²⁸ 『鳥羽市史（上）』289頁。

次第」と規定されているのみである。これは、船の所有と海上の技術が独自の評価を受け、動員すべき軍役人数は直接には問題とされないところに、この時期の嘉隆の水軍が独自の評価を持って扱われていたことが伺われる。

天正 18 年（1589 年）には、秀吉の北条氏攻め、いわゆる小田原合戦に、脇坂安治、加藤嘉明らとともに、水軍を率いて出陣している。秀吉から加藤嘉明に送った文書には、海上に詳しい九鬼嘉隆と相談せよという主旨の内容が確認できる。脇坂・加藤ら秀吉懇意の家臣に対して、嘉隆と相談せよという指示が出されていることに、秀吉が嘉隆を水軍の大將格として位置づけていたことが示されている。

いずれの戦いにおいても、嘉隆は水軍の将として出兵しており、秀吉から信頼を得ていたことが伺える。九鬼水軍は、豊臣政権の水軍の中核を形成し、大名として発展したのである¹²⁹。

文禄・慶長の役と日本丸

天下統一を成し遂げた豊臣秀吉の次なる野望は、中国の明の支配であった。

天正 19 年（1591）の文禄の役に、嘉隆が大湊で建造した「日本丸」は有名である。長さ 115 尺 5 寸（33.6m）、幅 39 尺（11.7m）の 1,500 石積で、百艇漕立てであった。500 匁玉の大砲 3 門が装備されていた¹³⁰。「太閤鬼宿丸を最もすぐれたるを感じ、これを日本丸と名づけられ」と記しているとおり、嘉隆の鬼宿丸が日本一であることを感賞して、日本丸と名づけられたのである¹³¹。

この日本丸の設計も、嘉隆みずからがつくったものである。その意味からも、軍船建造史上に残した嘉隆の業績は、大きいといわねばならない。日本丸は、朝鮮の役後、鳥羽に廻航され、船倉につながれ記念として長く保存されたが、それも朽ちてきたため、安政 3 年（1856 年）、つい解体されるに至った¹³²。

天正 20 年（1592 年）に第 1 次朝鮮出兵（文禄の役）が行われ、嘉隆は舟奉行として豊臣水軍を指揮・統括する立場にあった。当初は、快進撃をおさめた秀吉軍であったが、李舜臣の反撃や諸将との連携がうまくいかなかったこともあり、嘉隆をはじめとする日本水軍は大苦戦を強いられることになる¹³³。

慶長の役での嘉隆の動向については不明な点が多く、第一線から退いていた可能性がある。慶長 2 年の 10 月以降に帰国し、突如息子の守隆に家督を譲り、伊勢国の隠居領 5 千石を領して隠居したとみられる¹³⁴。

4 九鬼家にみる嘉隆後の変遷と近代

4.1 関ヶ原の戦いと九鬼父子

慶長 5 年（1600 年）、関ヶ原の戦いにおいて、嘉隆が息子・守隆と父子に分かれて戦ったことはよく知られている。「寛政譜」によれば、石田光成の再三の懇願により、紀伊国新宮城主・堀内氏善を従え、上杉征伐のため出兵していた守隆の鳥羽城を奪い、氏善とともにこの城に立てこもった。

守隆は、国府城に本拠を構え、ここを拠点に嘉隆と対峙し、鳥羽城救援に向かっていた伊勢国桑名城主・氏家行廣の兵船を撃沈させ、9 月 11 日には加茂の船津において嘉隆・氏善と戦い、氏善方の家臣や守隆の家臣が討ち死にしている。

石田光成の西軍が敗北すると、嘉隆らも鳥羽城を逃れ、答志島の和具に潜居した。守隆は、大阪に行って家康に父の助命を懇願し、福島正則、池田輝政らの協力もあり、ようやく許された。

守隆は、急いで赦免の使いを嘉隆の元にするが、嘉隆はその使者の到着を待つことなく、10 月 12 日に答志島の洞泉庵にて切腹した。享年 59 歳であった¹³⁵。

¹²⁹ 『九鬼嘉隆—戦国最強の水軍大將』、28 頁。

¹³⁰ 『九鬼嘉隆—戦国最強の水軍大將』、30 頁。

¹³¹ 『鳥羽市史（上）』293 頁。

¹³² 『鳥羽市史（上）』294 頁。

¹³³ 『九鬼嘉隆—戦国最強の水軍大將』、9 頁。

¹³⁴ 『九鬼嘉隆—戦国最強の水軍大將』、29 頁。

¹³⁵ 『九鬼嘉隆—戦国最強の水軍大將』、31 頁。

4.2 九鬼家の分割と内陸への転封

九鬼嘉隆の亡き後、守隆は水軍を率いて大坂の陣を戦った。江戸城の築城にあたっても、木材や石材を海上輸送するなど幕府に貢献した¹³⁶。

守隆は、鳥羽城主として5万6千石を持っていたが、後継者の指名につまずく。仏門に帰していた5男久隆を還俗させて後継者にしようとしたところ、3男の隆季から猛反発を受け、家督争いとなる。守隆の没後も、家督争いが続いた。

そのため、九鬼家は代々守ってきた志摩を失い、2分された上、内陸への転封を余儀なくされる。九鬼久隆は摂津国三田藩3万6千石に、九鬼隆季は丹波国綾部藩2万石に移された。ここに、九鬼水軍はまさに「陸に上がった河童」と化し、水軍としての歴史も終わりを迎えるのである¹³⁷。

4.3 海賊衆の栄光と没落

九鬼嘉隆の一生、そこにみる栄光と没落は、彼と戦って敗れた瀬戸内海賊衆の長い歴史がすべて反映されているとみられる。

天下が信長・秀吉から家康へとまわってゆくにつれて、日本の海賊は姿を消してゆく。外海を自由に動きまわるのを許さない幕府の鎖国体制によって消えてゆかざるを得なかったのである。瀬戸内海に威勢を広げていた河野・村上の2大系列も、次々に消えていった。

ただひとつ残ったのが伊予来島の来島村上家であり、大名として明治維新まで続いた。ただし、来島海峡と対岸波止浜の領地に居住を許されたのは、ほんの短期間にすぎない。関ヶ原の合戦で西軍方となったため、豊後に追われて森藩となり、石高は1万2千5百石、姓は久留島と変えた。海賊衆が大名になって続いたのは、久留島家と九鬼家だけである¹³⁸。

5 おわりに―地域を磨くブルーツーリズムへの歴史的視座

九鬼家の両藩（三田藩、綾部藩）は、その後も廃藩置県まで生き抜いた。九鬼隆一、九鬼周造は、その末裔にあたる¹³⁹。九鬼周造[1930]『「いき」の構造』の魅力とインパクトが、その源流にあたる九鬼嘉隆への注目へと筆者を導いてくれたのかもしれない。

最近、織田信長や豊臣秀吉が、九鬼一族に送った書状など古文書5点が、神戸市内の民家から見つかった。発見されたのは、信長の黒印状1通、秀吉の朱印状1通、秀吉のおい秀次の朱印状2通などで、三田藩主・九鬼家の家老家に伝わった文書とみられる。朝鮮出兵での九鬼水軍の活躍を伝えている¹⁴⁰。

三重県志摩市神明賢島で開催（2016年5月）される第42回主要国首脳会議（通称、「伊勢・志摩サミット」）を機に、志摩・鳥羽・伊勢への内外の注目がかつてなく高まっている。伊勢・志摩・鳥羽地域には、歴史的に傑出した人物も少なくないが、一代で日本史を塗り替える海の覇者となった九鬼嘉隆と九鬼水軍は異彩を放っている。傑出したこの歴史的・文化的な資産に、文化的な産業・地域づくりの視点から光をあて、21世紀に生かすことが求められている。

九鬼嘉隆を頂点とする志摩の水軍にみる優れた操航術と海上ネットワーク、さらには九鬼水軍と瀬戸の村上水

¹³⁶ 西垣時次・松島博[1974]『三重県の歴史』（県史シリーズ24）山川出版社、254頁。

¹³⁷ 「九鬼氏」Wikipedia。

¹³⁸ 高野澄[2012]、233-5頁。

¹³⁹ 九鬼隆一は、旧綾部藩士で、若くして文部小輔（現在の事務次官）となり、その後駐米特命全権公使、枢密院顧問などを歴任した。

その息子が、哲学者の九鬼周造である。彼の哲学は、「二面性」という特徴を持つ。西洋と日本の伝統との間の二面性は、『「いき」の構造』（1930）へと結実する。また、偶然性と必然性、あるいは自己と他者という二面性から、『偶然性の問題』（1935）へと展開する（「九鬼周造」Wikipedia）。

¹⁴⁰ 読売新聞、2014年12月9日付。

軍の比較分析などは、産業・地域づくりの視点から見逃せまい。また、そのような歴史・文化視点もふまえて、伊勢湾と瀬戸内海に広がる里海・離島ネットワークの比較調査も、これからの課題となるであろう。

<参考文献一覧>

宇田川武久[2002]『戦国水軍の興亡』平凡社新書 158

九鬼周造[1930]『「いき」の構造』講談社学術文庫、2003 年。

産業・地域システム研究会『離島と大都市にみる産業・地域振興の現状と課題—答志島（鳥羽市）と東大阪の比較研究のダイナミズム』名古屋学院大学総合研究所、Discussion Paper No. 104

高野澄[2012]『歴史を変えた水軍の謎』祥伝社。

十名直喜[2009]「産業・地域の文化的創造とブルーツーリズム—辺境を文化的交流拠点に変える蒲江・北浦大漁海道（日豊海岸）に学ぶ」『名古屋学院大学研究年報』No.22。

鳥羽市教育委員会編集[2011. 3]『九鬼嘉隆—戦国最強の水軍大将』鳥羽市教育委員会

鳥羽市[1991]『鳥羽市史（上）（下）』

恵良宏[1996]「九鬼水軍の血筋と組織の形成」『歴史海流 8 月号別冊水軍盛衰記 村上水軍対九鬼水軍』海越出版社。

Wikipedia（「第1次木津川の戦い」「九鬼氏」）。

観光を活かした種子島の産業・地域づくり

—TPP・農業・高齢化問題への処方箋—

佐々木 健吾

以下に2015年1月4日から7日にかけて行った種子島での視察・調査をふまえ、標題に関するデータの整理と小論を今後の調査・研究資料としてまとめる。

1 はじめに¹

種子島は、鹿児島県佐多岬から南東約40kmにある温帯と亜熱帯が接する境界の離島である。鹿児島県内の離島の中では人口が奄美大島について2番目に多く、面積は奄美大島、屋久島について3番目に大きい。また、日本全国の有人離島の中では5番目に大きい。島の行政区は北から西之表市、中種子町、南種子町の3市町からなり、中種子町と南種子町は熊毛郡に属する。平成22年の人口で見た場合、西之表市(16,951人)、中種子町(8,696人)、南種子町(6,218人)の順に規模が大きい。地形としては、南北に細長く、標高が約280mと低い平らな形状をしている。鹿児島県内の28有人離島の中では、屋久島とともに県庁所在地である鹿児島市への航空機でのアクセスが最も短い。平成18年には、新種子島空港の開港により産業振興の可能性も開けたが、人口減少や高齢化に伴う課題も多い。ここでは、種子島が抱える過疎化の問題と共に、地域社会と産業の課題と展望についてまとめておく。

2 種子島の概況 人口および産業

多くの離島が経験しているとおり、種子島でも人口減少が進んでいる(図1)²。平成22年には人口は31,865人となっており、島の3自治体の人口はいずれも減少トレンドを示している。また、島の高齢化率は平成22年で31.8%程度であり、この値も年々増加傾向を示している³。『平成26年度版高齢社会白書』によると、日本全体の高齢化率は25.1%であるので、国内の平均的な趨勢よりも高齢化が進んでいるといえる。産業との関連でいえば、特に第一次産業従事者の高齢化が進んでいるとされ、後継者不足が問題となりつつある。

市町村所得に関しては、実額について減少傾向が見られるが(図2)、1人あたり所得については人口減少の効果もありここ数年のあいだに増減を繰り返している(図3)。種子島の産業別総生産については、第一次産業と第二次産業がそれぞれ1割ずつ、残りの8割が第三次産業という形で推移している(図4)。ここでの推移をより詳しく見るために前年度比の変化分を取ると、第二次産業と第三次産業で増減が繰り返される一方で、第一次産業については、マイナスを4つの時点で経験している(図5)。

3 種子島の第一次産業

ここで第一次産業について少し検討したい。というのも、先に見たように、第一次産業の総生産は島の約1割ではあるが、第一次産業の従事者は第三次産業に次いで2番目のシェアを持っているからである(図6)。平成22年でみると、産業別の従事者数は、第一次産業が4,959人、第二次産業が2,062人、第三次産業が9,874人とな

¹ 平成21年から25年度版までの『熊毛地域の概況』を参照。特にことわりがない限り、以下に登場するデータもここより引用している。当該資料冊子は、

<https://www.pref.kagoshima.jp/aa02/chiiki/kumage/chiiki/index.html>よりダウンロードできる。

² 各種図表は最終部にまとめて掲載する。

³ 鹿児島県『種子島地域離島振興計画』

っている。総生産に対するシェアが小さく従事者が多いということは、第一次産業の生産性の低さを反映しているのか、あるいは統計上出てこない生産物の自己消費や市場外取引の占める割合が多いかのいずれかだろう。産業別の総生産額を単純に就業人口で除した1人あたり総生産額の3自治体の平均額をみると、第一次産業は1.76（百万円）、第二次産業は5.44（百万円）、第三次産業は7.90（百万円）となっている（図7）。もちろん、農業をはじめとする第一次産業は、自然環境との関係の上で多面的機能を有しており、産業としての役割を単純にここで示したような生産性からだけで評価するのは適切ではない。しかしながら、冒頭で示したように、人口減少と高齢化の進行による後継者不足という現実を考慮すれば、産業別の人口構成比率を何らかの形でシフトもしくは産業構造を転換するといった発想も必要かもしれない。

4 種子島の農業と TPP（環太平洋パートナーシップ協定）

種子島の農業という観点からはさらに検討が必要な問題として TPP がある。その検討に入る前に種子島の農業を簡単に振り返ろう。農業粗生産額に関しては、耕種について平成以降漸減している一方で、畜産に関しては増加傾向が見られている（図8）。また作付面積についても減少傾向が示される（図9）⁴。次に作物別の作付面積比率を見ると、工芸作物が3,020haで最も広い（図10）。ここでいう工芸作物とは、さとうきび、タバコ、茶等を指すが、9割以上がさとうきびである。また、作物別の粗生産額を見ると、畜産用飼料が5,145（百万円）で最も多く、次いで工芸作物が3,980（百万円）、野菜2,802（百万円）となっている（図11）。

ここで、作付面積および粗生産額の一定量をさとうきびと米が占めている点、さらに畜産粗生産額が増加トレンドを示している点は注目に値するだろう。既に多くの議論がなされているように、これらの作物は TPP の交渉次第で大きな影響を受けるとされてきた。農作物の聖域5品目（米、麦、牛・豚、乳製品、甘味資源作物）に関しては関税撤廃をしないと報道されてきたが、条件の実際の中身と全体像は現時点では完全に明らかとは言えないため、今後とも注視が必要である。ここで、平成27年10月5日付で内閣官房 TPP 政府対策本部によって発表された『環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要』について特に種子島と関係のある農作物の妥結内容を簡単にまとめておく。

先ほど述べたように、政府は当初、農作物の聖域5品目（米、麦、牛・豚、乳製品、甘味資源作物）に関しては関税撤廃をしないとしていると報道されてきた。しかし、平成27年10月5日付の発表概要をみると、米に関しては「現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（米の場合341円/kg）を維持する」としつつも、「米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定する」とし、米国に対して5万トン、豪州に対して0.6万トンの枠を当初3年間維持した後、13年目以降にこの枠を米国に対して7万トン、豪州に対して0.84万トンに拡大するとなっている（前出概要 p.5）。また、米の調整品・加工品等については、5-25%の関税を引き下げ、輸入量が少ないものについては関税を削減・撤廃するとなっている（同上 p.5）。

また、甘味資源作物に関しては、「粗糖・精製糖等については、現行の糖価調整制度を維持した上で」、「高糖度（糖度98.5%以上99.3%未満）の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減」とするとともに「新製品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500トン）を認める」となっている（同上 p.6）。また「加糖調製品については、品目ごとに TPP 枠を設定（計6.2万トン（当初）→9.6万トン（品目ごとに6-11年目以降）」）するとなっている（同上 p.6）。

さらに、近年種子島島内で増加している畜産に関しては、牛肉について「関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を」現行の38.5%から当初で27.5%、10年目に20%、16年目以降9%とするとしている（同上 p.7）。また豚肉に関しては「差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524円/kg）を維持」し、従価税に関して現行の4.3%を当初2.2%、10年目に0%、従量税に関して現行の482円/kgを当初125円/kg、10年目以降50円/kgとするとしている（同上 p.7）。

TPP によって種子島の第一次産業にどのような影響が出てくるかについての試算は今のところないし、現段階で公表されている情報から中長期的な影響について詳述するのは現時点では不可能である。しかしながら、就業人口の減少と、特に生産全体に対する大きな比率を占めるさとうきびや米、畜産が TPP の対象となっていること

⁴ 種子島単独のデータが平成24年しか得られなかったため、ここでは熊毛郡のものを使用している。

は見逃すことができないだろう。政府は当初、農作物の聖域 5 品目に関しては関税を撤廃しないとしてきたが、平成 27 年 10 月 5 日付の発表では一部を除き実質的には貿易の自由化を進める方針に転換されている。さらには、今後の国内・国際情勢により、今回妥結された自由化に関する条件が変更されることは十分に考えられる。私見としては、TPP のみならず他の貿易自由化に関しても必ずしも否定するものではないが、貿易制度の変更に係る国内産業への影響はなるべく緩和されることが望ましいことに違いはないだろう。その際、1 つ考えられるのは島内の産業構造転換であると思われるが、今回は観光業に注目して小論をまとめたい。

5 農業から観光へ

島の基幹産業でありながら、就業者人口の減少や TPP による影響などの問題を抱える第一次産業から観光業などへの転換に注目する理由はいくつかある。まず、第一次産業の就業者人口に対する生産高が低いこと（図 7）⁵、農業が労働集約的であることなどを考えることができる。結果として後継者の不足、耕作放棄地の増加を招くこととなり、大規模農家への集約と効率化等の第一産業への対策も不可欠ではあるが、産業構造の転換を図るといった議論も必要になってくると考えられる。また、今回の視察でわかったが、後にみるように種子島には観光としての見どころが多くあるにもかかわらず、必ずしもその情報がいきわたっていない面がある。種子島観光協会では、アニメ・ロボティクス・ノーツとのコラボレーションや詳細な観光マップの作製などが取り組まれているが、たとえば『るるぶ』や『まっぷる』、『ことりっぷ』といった市販のいわゆる観光・旅行雑誌での取り上げられ方が少なく、活動してもロケットや宇宙開発というイメージが先行しており、せっかくの観光資源が十分に活かされていないように感じられた。観光資源の活用には、いくらかのハードの投資は必要かもしれないが、基本的には観光資源と人材があれば産業として十分機能する。以上の観点から観光に注目するわけであるが、まず種子島の観光の現状を確認しておく。図 12 は種子島の観光入込客数の推移を示している。入込客数は平成 17 年から 21 年にかけて増加しているが、全体の趨勢からするとこの期間の値がイレギュラーであり、入込客数のトレンドは漸減していると理解するのが適切だろう。また、図 13 は県内外からの宿泊旅行者数と日帰り旅行者数の推移を示しており、宿泊観光客数に関しては、入込客数と同様に減少トレンドを観察できる。

6 観光情報雑誌での種子島観光スポットのインパクト

ここでは、先に述べた市販のいわゆる観光・旅行雑誌での種子島の取り上げられ方について若干述べておく。いわゆる観光情報雑誌において、まず今回調査前の下調べの結果、種子島単体で取り上げられている観光情報誌を確認することはできなかった。ここでは、2015 年 1 月 1 日発行の『るるぶ・屋久島・奄美・種子島』と 2015 年 2 月 15 日発行の『まっぷる・屋久島・奄美大島・種子島』を取り上げる。

まず『るるぶ・屋久島・奄美・種子島』総ページ数 96 に対して種子島の紹介は、p. 62-65 の 4 ページである。この中で取り上げられている飲食店・物品販売店・宿泊施設を除いた観光スポットは、「赤尾木城文化伝承館月窓亭」、「雄龍・雌龍の岩」、「種子島宇宙センター」、「門倉岬公園」、「鉄浜海岸」、「種子島開発総合センター（鉄砲館）」、「千座の岩屋」の計 7 か所である。また『まっぷる・屋久島・奄美大島・種子島』総ページ数 111 に対して種子島の紹介は、p. 94-99 の 6 ページである。この中で取り上げられている飲食店・物品販売店・宿泊施設を除いた観光スポットは、「種子島宇宙センター」、「門倉岬」、「竹崎海岸」、「千座の岩屋」、「雄龍・雌龍の岩」、「種子島開発総合センター（鉄砲館）」、「中種子町立歴史民俗資料館」、「なかたてふれあいの里」の計 8 か所である。両雑誌で取り上げられているスポットはほとんど同じであり、これだけを見ると見どころは少ないのかと感じてしまうが、種子島観光協会が発行する観光案内地図では 43 か所のスポットが紹介されており、次節において、実際に見学ができた場所について若干紹介をする⁶。

⁵ ただし、既に述べた通り、この数字は自家消費や市場外取引が影響を与えている可能性があるため断言はできない。よりいっそうの統計の検討が不可欠である。

⁶ 種子島観光協会発行の観光案内地図については参考資料を参照。

7 種子島の観光スポット

以下、実際に見学ができたスポットについて紹介をする。筆者の撮影技術の低さから、写真の質は劣るがましなものをピックアップしている。

図14は南種子のマングローブ林である。島の南東部、中種子町と南種子町の町境付近に広がり時期によってはシー・カヤックなどを楽しむことができる。マングローブ林は本州では見られず貴重な観光資源として機能しうると考えられる。これに関しては前出の2雑誌での取り上げはない。図15および16は千座（ちくら）の岩屋である。種子島唯一の海蝕洞窟と言われ、干潮時には洞窟内部に入り海蝕部から海を眺めることができる。訪問時はたまたま干潮であったらしく、洞窟内からの眺めが図16である。図17は種子島開発総合センター（鉄砲館）であり、国内外で製造された約100丁の鉄砲が展示されている。種子島に鉄砲が伝来した戦国時代から明治時代に至るまでの鉄砲の歴史を学ぶことができる。図18は赤尾木城文化伝承館月窓亭であり、1795年（寛政7年）に種子島家家老羽生道潔が建てた屋敷である。明治時代になって羽生家から種子島家へと譲渡されたのち、現在は西之表市の所有となっている。種子島の文化・歴史を学ぶことができ、ボランティアの方から種子島生活、歴史、鉄砲などについてレクチャーを受けることができた。昭和45年には常陸宮殿下・妃殿下が訪れられたほか、司馬遼太郎なども訪れている。図19は島の最北端に位置している浦田海水浴場であり、水質が良い海水浴場として知られている。これに関しては前出の2雑誌での取り上げはない。図20は雄龍・雌龍の岩で、左側の角が2つある岩が雌龍、右側が雄龍である。言い伝えでは、崖の上に住んでいた2人の夫婦が嵐の夜に海に投げ出され、数か月後に大きな岩が寄り添うように立ったとされている。天候の良い日は岩越しに屋久島を眺めることができ、夕日のスポットでもある。図21および22は、種子島宇宙センター内の衛星組立棟・衛星フェアリング組立棟内部である。種子島は、ロケットの軌道上になる東側が開けているという地政学的条件から宇宙・ロケット開発の拠点として発展してきた。予約をすることで専任のガイドがついた施設案内ツアーに参加できる。ロケットが打ち上げられる際には多くの人を訪れる。図23は門倉岬で、鉄砲を種子島に伝来させたポルトガル人が難破した岬である。岬の先端部は50メートルの断崖となっており、景色がよく天候のいい日には西側に屋久島を眺めることができる。図24は男淵・女淵の滝で、冒頭でも述べたが、高低差のない種子島において滝は珍しく、しかも渇水期でも水が涸れることはないという。これに関しては前出の2雑誌での取り上げはない。図25は馬立（またて）の岩屋で、第10代当主種子島幡時がこの洞窟で行方不明となり、幡時の愛馬が洞窟の前で主を待っていたことから名付けられた。これに関しても前出の2雑誌での取り上げはない。図26は増田宇宙通信所で、合計7基のパラボラアンテナが整備されている。第1観測所内には展示室が設けてあり、団体予約をすると案内付きの見学ができる。これに関しても前出の2雑誌での取り上げはない。もちろん、今回の視察・調査で先に出てきた観光協会の観光案内地図に載せられた場所を全ては回りきっていないが、訪れてみた感想としてそれぞれのスポットは十分活用可能であり、かつ観光情報誌での取り上げのないスポットにも十分な観光資源としての価値を見出せた。さらに付け加えると、乗用車での移動を前提とするならば、種子島はコンパクトでありスポットの周遊が容易であるという地政学的な有利さもある。

8 小括

種子島では、人口減少と高齢化が進み、特に農業を中心とし第一次産業では後継者不足の問題を抱えている。さらには、平成27年10月に妥結したとされるTPP（環太平洋パートナーシップ協定）は、島の農業の大きな部分を占めるさとうきび、米、畜産などに影響を与える可能性があることが示唆されている。このような状況においては、中長期的に、第一次産業の集約化と産業構造の転換といった課題に対応するために何らかの対策が必要であると考えられる。その対策の1つとして、本小論では、島内の観光資源を有効活用した観光業の振興について若干の考察を行った。一般的に流通している観光情報誌等においては、種子島についての紹介が、たとえば近隣の屋久島や奄美大島に比べて相対的に少ないが、先に見たように、種子島には観光情報誌等で紹介されていないが有効活用、集客が可能と思われる観光資源に恵まれている。これらの資源の有効活用には、そのプロモーターとなる人材も必要となるだろうが、UJI ターンなどで種子島に戻ってくる若年世代がその役割を担えるかもしれない。

図表資料

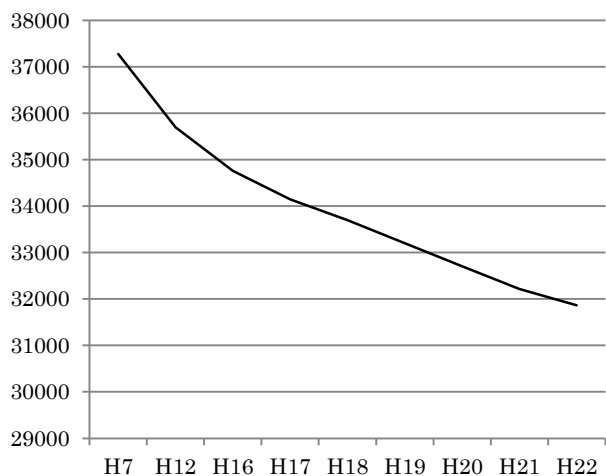


図1 種子島の人口推移

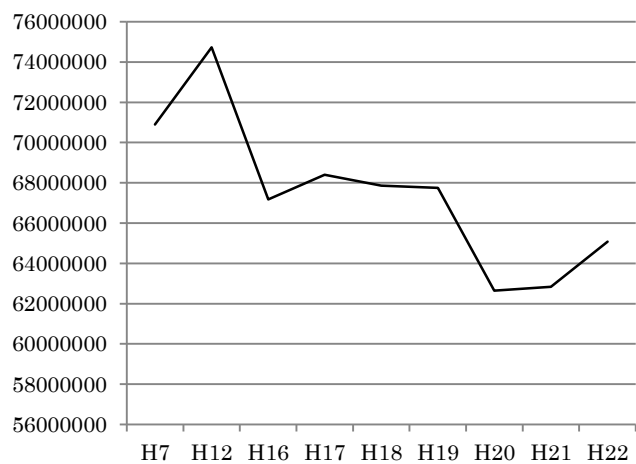


図2 種子島の市町民所得（実額：千円）

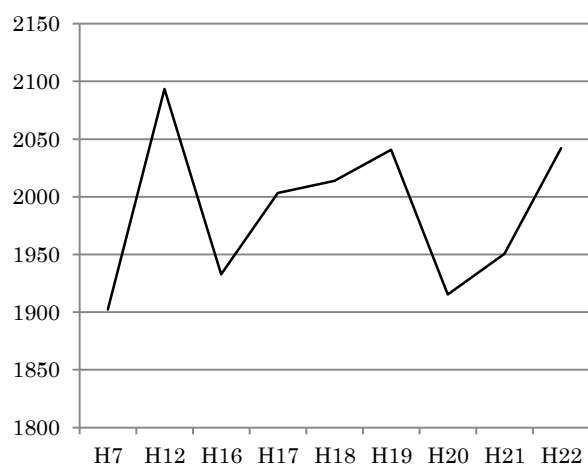
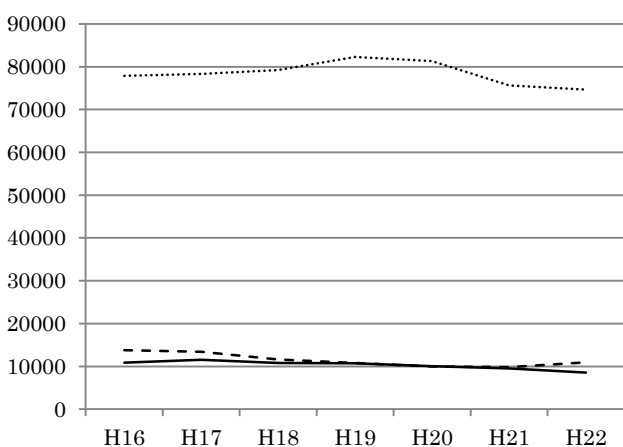
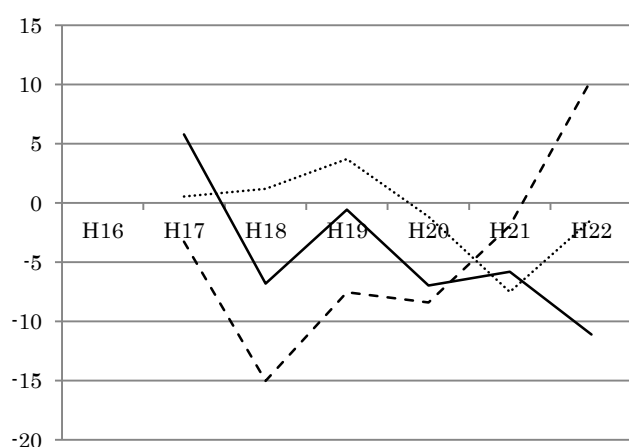


図3 種子島の一人当たり市町民所得（千円）



—— 第一次産業 - - - 第二次産業 第三次産業

図4 種子島の産業別生産高（百万円）



—— 第一次産業 - - - 第二次産業 第三次産業

図5 種子島の産業別生産高成長率

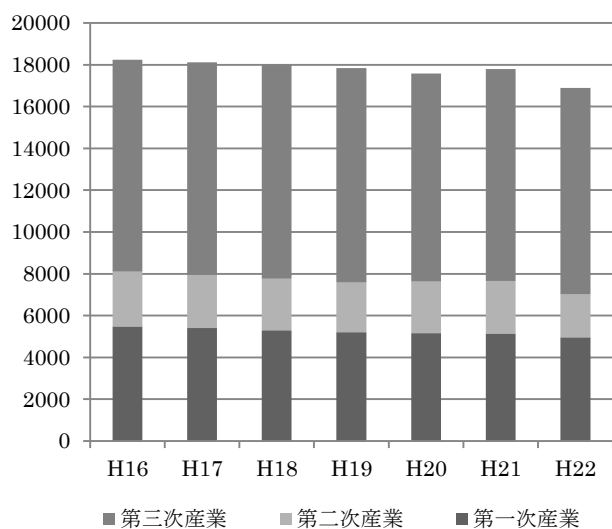


図6 種子島の産業別就業人口の推移

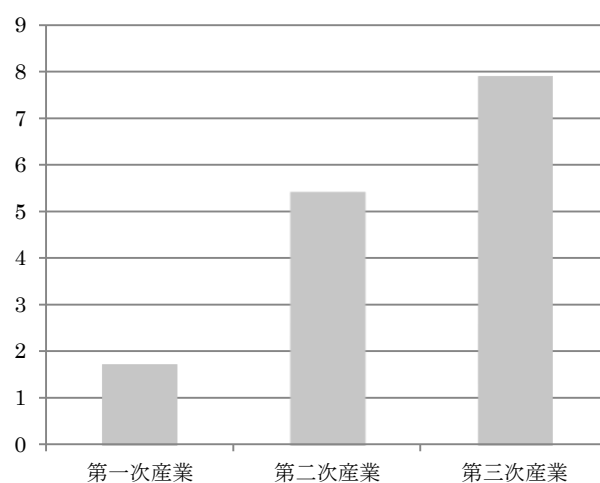


図7 種子島の産業別生産高の就業人口比率

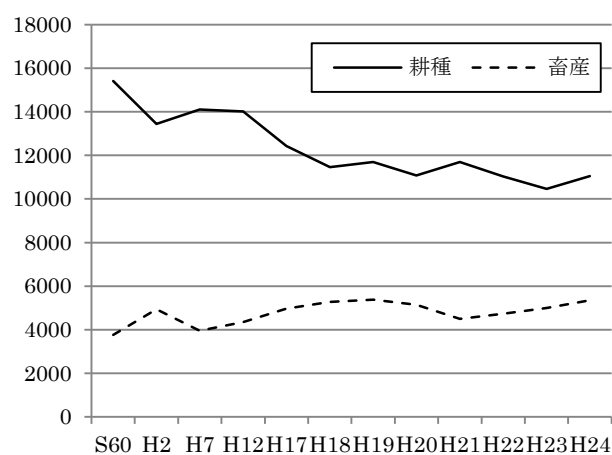


図8 種子島の農業粗生産額の推移

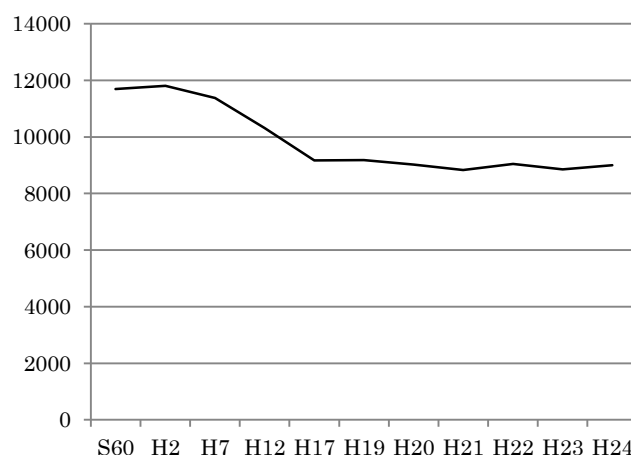


図9 種子島の農作物作付面積の推移

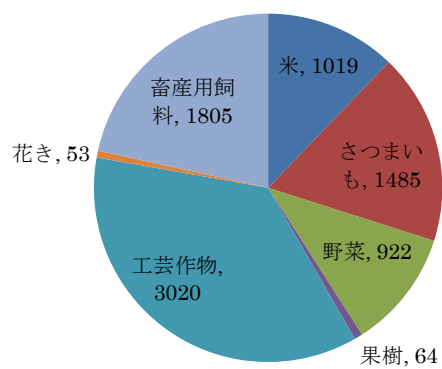


図10 種子島の農作物別作付面積 (ha)

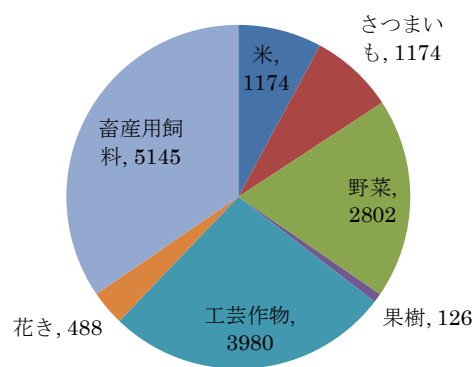


図11 種子島の農作物別粗生産額 (百万円)

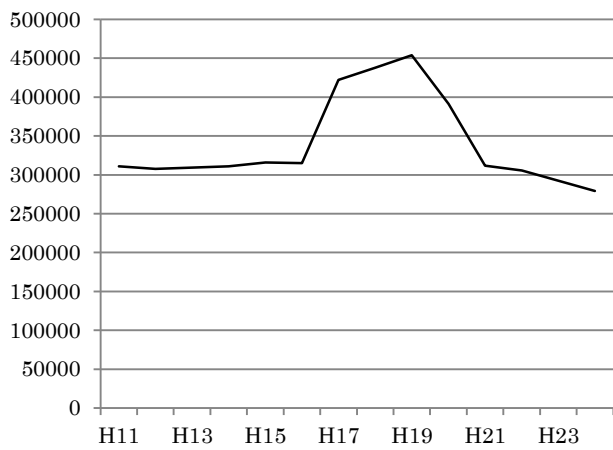


図12 種子島への観光入れ込み客数の推移

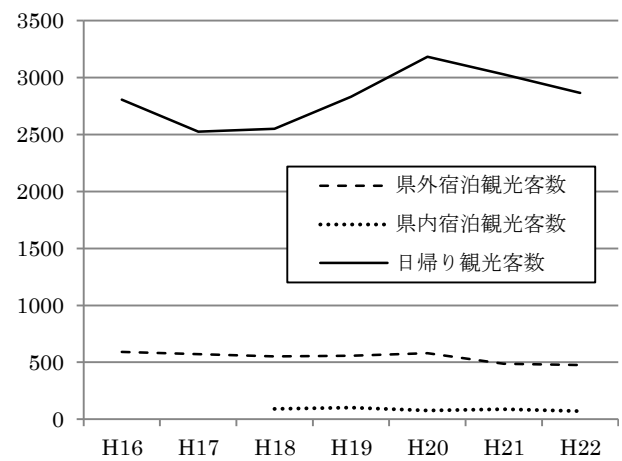


図13 種子島の宿泊観光客数と日帰り観光客数の推移



図14 南種子マングローブ林



図15 千座の岩屋a



図16 千座の岩屋b



図17 種子島開発総合センター（鉄砲館）



図 18 赤尾木城文化伝承館月窓亭



図 19 浦田海水浴場



図 20 雄龍・雌龍の岩



図 21 種子島宇宙開発センターa



図 22 種子島宇宙開発センターb



図 23 門倉岬

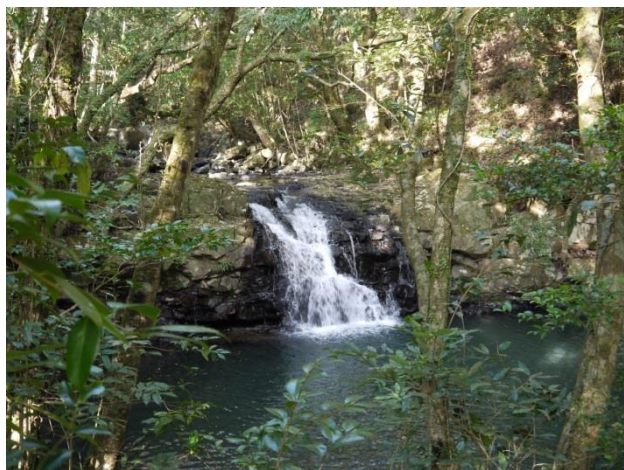


図 24 男淵・女淵の滝



図 25 馬立の岩屋



図 26 増田宇宙通信所

[illegible]

編集後記

2013年に発足したこの産業・地域システム研究会が主な分析対象とするのは「離島」である。私自身、当研究会のメンバーでありながら、身勝手な都合により、泊りがけの視察に参加することができず、またまったく離島研究の進展に貢献することができず、大変申し訳なく思っている。この場を借りて、研究会メンバーの方々にお詫びを申し上げたい。

今回、その私が、研究会メンバーが執筆した各論文の編集を担当することになり、離島研究に初めて触れる機会を得た。その編集作業を通じて、なぜ研究会のメンバーが研究対象として「離島」を取り上げたのか、彼らの離島に対する意識、想いなどを少しではあるが垣間見ることができたように思う。

はしがきでも触れられていたように、私たちの国は6852からなる島国であり、有人島は本州の5島を除いても、400島以上もある。一度も離島に足を運んだことがないものの、それぞれの離島に住む人は、厳しい環境に身を置きながらも、長い年月をかけて独自の文化、風習・習慣を形づくってきたんだろうと思う。そして、そこには形あるものだけでなく、そこに住む人たちのものに対する見方・考え方であったり、人と人とのつながりであったりするような、称賛されるべき目には見えないが確かにそこにある空気のようなものもまた、温められながら受け継がれてきたのだろう。足を運べば、そんな素敵な文化に出会える場所が私たちの国にはこんなにもたくさんある。なんて素晴らしい財産をこの国は、そして私たちは持っているのだろうか！編集作業を進めていくにつれ、私自身初めてそこに気付かされた次第である。

本報告書内の十名論文は、まさにその離島の一つである答志島の小高い山の丘に鎮座する九鬼嘉隆の「首塚」と「銅塚」に出会い、その「戦国最強の水軍大将」として称される歴史的偉人の劇的な生涯に思いを馳せながら、その彼を輩出した、そして彼自身が産み落とした答志島およびその志摩・鳥羽地域の歴史的・文化的遺産の魅力を取り上げている。そして、その魅力あふれる遺産を産業・地域づくりに活用し、さらに地域に磨きをかけていくことが、これら地域が今後も発展していく上で必要なのではないかと指摘している。

この十名論文で取り上げた答志島は、その独自の伝統文化と地域振興が結びつき、過疎化の進行も緩やかになっている、いわば成功している離島の例であるといえる。その一方で、人の影が消え、無人島化してゆく離島も少なくない。

本報告書の榎澤論文が取り上げている八丈小島はその一つである。榎澤論文は、なぜこのような無人島化が生ずることになってしまったのか、また無人島化する過程において、法・政策などの問題点がなかったかについての考察を加えており、出張所の廃止や1島1区制の選挙区改定が全島民引揚げのきっかけになった可能性を指摘している。その中でもやはり印象に残ったのは、「学校日誌」から垣間見える、交通、食料、水、医療といった生活の基本となるもので相当な苦勞をしつつも、自分たちが生まれた愛すべき土地で、互いに寄り添い、助け合いながら生活してきたそこに住む人たちの様子である。あくまで想像の範囲を出ないが、そんな苦境の中でも彼らは悲観ばかりして生きていたわけではなく、できればその土地で、この地域の人たち、そして自分たちが育んできた独自の文化と一緒にこれからも生きていきたいかったんだろうと思う。しかしそれが叶わず、全島民引揚げを決断し、島を後にする最後の最後まで、いや、島から出て他の土地で生活を始めた後でさえも、きっと彼らは自分たちの生まれ育った島を、彼らが大事にしてきた目には見えない様々なものを想わずにはいらなかったに違いない。その中には、人は同じでも住む場所が変われば損なわれるものもたくさんあっただろう。しかし、どんなにその土地を離れたくなくても、やはり生活の基盤がなければ、経済的自立ができなければ、そこに永く住み続けることはできない。離島で人々が生きていくためには、どうしても経済的自立の文字が目の前に立ちふさが

その離島の経済的自立に焦点を当てたのが本報告書内の佐々木論文である。佐々木論文は日本の有人島の中でも5番目に大きい種子島を取り上げ、この有名で規模の大きい離島においてでさえも過疎化が進んでいるうえに、現在進行中のTPP（環太平洋パートナーシップ協定）の動向次第では、本島の中において2番目に大きい労働シェアを持つ第一次産業が大きな打撃を受ける可能性があり、いまの産業構造を維持したままでは経済的な持続可

能性に懸念が生じることを指摘している。そうした問題意識のもとで、佐々木論文では、第一次産業から観光を中心とした第三次産業への転換が種子島の存続への一つの処方箋になりうるのではないかと指摘している。この指摘自体、上辺だけの理屈からのものではなく、彼が実際に種子島へ足を運び、その豊富な観光資源を自分の目で見てきた上でのものであることは特筆に値する。その観光資源をいかに活かして島の経済的自立につなげていくか、その戦略をしっかりと立てていくことが望ましい。この点については、十名論文でも言及されている。

今後人口減少が進んでいくことが予想される日本では、無人化になるのは離島だけにとどまらず、本州にある地方自治体でさえもその危険性を抱えている。独自の文化、風習や慣習はその土地が持つ風土の中に人が住むことによって初めて形成されていくものだろうと思う。一つ無人化する土地が出てくれば、また一つ私たちの財産であるそれらが失われてゆく。私たちは、失われることが不可避となる状況を目の当たりにして初めて、その大切さに気付く。そして一旦失われてしまえば、その存在自体がそもそも最初からなかったかのように忘れてしまう。そうやって、私たちの国の色々な場所で育まれてきた、目には見えないが確かにそこにあった文化や風習・慣習がどんどん消えてゆく。確かに、伝統的なものがすべて良いものであるとは思わない。しかし、研究会メンバーが実際に離島に足を運び、その土地の文化や人に触れた結果、今後もずっと残したいと強く思う何かがそこにあったからこそ、離島に対して強い思いを持って研究が続けられているように思う。この研究会における研究が、この先、日本の目に見えない財産を将来世代に残していくことに少しでも貢献できれば、これほど嬉しいことはない。私自身もその一助になれるよう、尽力していこうと思う。

2015年11月25日

秋山 太郎